

昭和三十四年法律第百四十七号

国税徵收法

(明治三十年法律第二十一号)の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条—第七条）	国税と他の債権との調整
第二章 国税（第八条—第十二条）	一般的優先の原則
第三章 第二次納稅義務（第二十七条—第四十一条）	国税及び地方税の調整
第四章 削除	国税と担保債権との調整
第五章 滞納処分	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第六章 債權の差押	国税及び地方税等と私債権との競合の調整
第七章 財産の差押	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第八章 不動産等の差押	国税及び地方税等と私債権との競合の調整
第九章 差押の解除	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十章 交付要求（第八十二条—第八十八条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十一章 財産の換価	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十二章 動産又は有価証券の差押（第五十六条—第六十一条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十三章 債權の差押（第六十二条—第六十七条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十四章 無体財産等の差押（第七十二条—第七十四条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十五章 差押禁止財産（第七十五条—第七十八条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十六章 公売（第九十四条—第一百八条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十七章 隨意契約による売却（第一百九条—第一百十条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十八章 売却決定（第一百十一条—第一百十四条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第十九章 代金納付及び権利移転（第一百十五条—第一百二十七条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十章 換価代金等の配当（第一百二十八条—第一百三十五条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十一章 滞納処分費（第一百三十六条—第一百三十八条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十二章 雜則	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十三章 滞納処分の効力（第一百三十九条・第一百四十条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十四章 財産の調査（第一百四十二条—第一百四十七条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十五章 滞納処分に関する猶予及び停止等	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十六章 滞納処分費（第一百三十九条—第一百三十八条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十七章 雜則	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十八章 不服審査及び訴訟の特例（第一百六十六条—第一百七十三条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第二十九章 雜則（第一百七十四条—第一百八十六条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
第三十章 罰則（第一百八十七条—第一百九十条）	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整
附則	国税と仮登記又は譲渡担保による債権との調整

第一章 総則

(目的)

この法律は、国税の滞納処分その他の徵収に関する手続の執行について必要な事項を定め、私法秩序との調整を図りつつ、国民の納稅義務の適正な実現を通じて国税収入を確保することを目的とする。

(定義)

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 國税 国が課する税のうち關稅、とん稅、特別とん稅、森林環境稅及び特別法人事業稅以外のものをいう。

二 地方稅 地方稅法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第一条第一項第十四号（用語）に規定する地方團体の徵收金（都及び特別區のこれに相当する徵收金を含む。）、森林環境稅及び森林環境譲与稅に関する法律（平成三十一年法律第三号）第二条第五号（定義）に規定する森林環境稅に係る徵收金及び特別法人事業稅及び特別法人事業譲与稅に関する法律（平成三十一年法律第四号）第二条第九号（定義）に規定する特別法人事業稅に係る徵收金をいう。

三 消費稅等 消費稅、酒稅、たばこ稅、揮發油稅、地方揮發油稅、石油ガス稅及び石油石炭稅をいう。

四 附帶稅 国税のうち延滞稅、利子稅、過少申告加算稅、無申告加算稅、不納付加算稅及び重加算稅をいう。

五 公課 滞納処分の例により徵収することができる債権のうち国税（その滯納処分費を含む。以下同じ。）及び地方稅以外のものをいう。

六 納稅者 国税に関する法律の規定により国税（國稅通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第二条第二号（定義）に規定する源泉徵收等による國稅を除く。）を納める義務がある者及び当該源泉徵收等による國稅を徵收して國に納付しなければならない者をいう。

七 第二次納稅義務者 第三十三条から第三十九条まで（合名会社等の社員等の第二次納稅義務）又は第四十二条（人格のない社團等に係る第二次納稅義務）の規定により納稅者の国稅を納付する義務を負う者をいう。

八 保証人 国税に関する法律の規定により納稅者の国稅の納付について保証をした者をいう。

九 滞納者 納稅者でその納付すべき國稅をその納付の期限（國稅通則法第四十七条第一項（納稅の猶予の通知等）に規定する納稅の猶予又は徵收若しくは滯納処分に関する猶予に係る期限を除く。）までに納付しないものをいう。

十 法定納期限 国税に関する法律の規定により国稅を納付すべき期限（次に掲げる国稅については、それぞれ次に定める期限又は日）をいう。この場合において、國稅通則法第三十八条第一項（繰上請求）に規定する繰上げに係る期限及び所得稅法（昭和四十年法律第三十三号）若しくは相続稅法（昭和二十五年法律第七十三号）の規定による延納（第一百五十一条の二第一項（換価の猶予の要件等）において「延納」という。）、國稅通則法第四十七条第一項に規定する納稅の猶予又は徵收若しくは滯納処分に関する猶予に係る期限は、当該国稅を納付すべき期限に含まれないものとする。

イ 国稅 その國稅の額をその國稅に係る同法第十七条第二項（期限内申告）に規定する期限内申告書に記載された納付すべき稅額とみなして國稅に関する法律の規定を適用した場合におけるその國稅を納付すべき期限

ロ 国稅に関する法律の規定により国稅を納付すべき期限とされている日後に納稅の告知がされた國稅（ハ又はニに掲げる國稅に該當するものを除く。）当該期限の賦課課稅方式による國稅 当該事實が生じた日

固有の財産から徵收する被合併法人の国税（合併のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）その合併のあつた日九 分割を無効とする判決の確定により当該分割をした法人（以下この号において「分割法人」という。）に属することとなつた財産から徵收する分割法人の国税（当該判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）当該判決が確定した日十 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徵收する分割承継法人の固有の財産から徵收する分割承継法人の国税通則法第九条の二（法人の合併等の無効判決に係る連帶納付義務）に規定する連帶して納付する義務に係る国税（当該判決が確定した日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）当該判決が確定した日十一 分割により事業を承継した法人（以下この号において「分割承継法人」という。）の当該分割をした法人から承継した財産（以下この号において「承継財産」という。）から徵收する分割承継法人の固有の財産から徵收する分割承継法人の国税通則法第九条の三（法人の分割に係る連帶納付の責任）に規定する連帶納付の責任（以下この号において「連帶納付責任」という。）に係る国税及び分割承継法人の承継財産から徵收する分割承継法人の連帶納付責任に係る当該分割に係る他の分割をした法人の国税（分割のあつた日前にその納付すべき税額が確定したものに限る。）その分割のあつた日十二 第二次納税義務者の納付通知書を発した日十三 第二次納税義務の通則又は国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の納付通知書を発した日前の規定は、登記（登録及び電子記録債権法（平成十九年法律第二百二号）、第二条第一項（定義）に規定する電子記録を含む。以下同じ。）をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その設定の事実を証明した場合に限り適用する。この場合において、有価証券を目的とする質権については、その証明は、次に掲げる書類によつてしなければならない。

- 一 公正証書
- 二 登記所又は公証人役場において日付のある印章が押されている私署証書
- 三 郵便法（昭和二十二年法律第二百六十五号）第四十八条第一項（内容証明）の規定により内容証明を受けた証書
- 四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第七条第一項（公証人法の規定の準用）において適用する公証人法（明治四十年法律第五十三号）第六十二条ノ七第四項（書面の交付による情報の提供）の規定により交付を受けた書面
- 五 前項各号の規定により証明された質権は、第一項の規定の適用については、民法施行法第五条（確定日付がある証書）の規定により確定日付があるものとされた日に設定されたものとみなす。
- 六 第一項の質権を有する者は、第二項の証明をしなかつたため国税におくれる金額の範囲内においては、第一項の規定により国税に優先する後順位の質権者に対する優先権を行うことが可能である。（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）
- 七 第十六条 納税者が国税の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その国税は、その換価代金につき、その抵当権により担保される債権に次いで徵收する。（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）
- 八 第十七条 納税者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、国税は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徵收する。
- 九 前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。（質権及び抵当権の優先額の限度等）
- 十 第十八条 前三条の規定に基づき国税に先づ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者がその国税に係る差押又は交付要求の通知を受けた時ににおける債権額を限度とする。ただし、その国税に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2 質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。（不動産保存の先取特権等の優先）

第十九条 次に掲げる先取特権が納税者の財産にあるときは、国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徵收する。

- 一 不動産保存の先取特権
- 二 不動産工事の先取特権
- 三 立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項（立木の先取特権）の先取特権

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条（積荷等についての先取特権）若しくは第八百四十二条（船舶先取特権）、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項（船舶先取特権）又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項（船舶先取特権）の先取特権

五 国税に優先する債権のため又は国税のために動産を保存した者の先取特権

- 一 前項第三号から第五号まで（同項第三号に掲げる先取特権を登記をしたものを除く。）の規定は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対しその先取特権がある事實を証明した場合に限り適用する。
- 二 前項第三号から第五号まで（同項第三号から第五号までに掲げる先取特権を除く。）の規定は、その先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徵收する。
- 三 不動産賃貸の先取特権その他の質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権（前条第一項第三号から第五号までに掲げる先取特権を除く。）
- 四 不動産売買の先取特権

六 第二十条 次に掲げる先取特権が納税者の財産上に国税の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その国税は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徵收する。

七 第二十一条 不動産賃貸の先取特権その他の質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の動産に関する特別の先取特権（前条第一項第三号から第五号までに掲げる先取特権を除く。）

八 第二十二条 前項第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

九 第二十三条 前項第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

十 第二十四条 前項の規定は、その留置権者による場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その国税は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徵收する。この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は第二十三条第一項（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先）に規定する担保のための仮登記により担保される債権に先立つて配当するものとする。

十一 第二十五条 前項の規定は、その留置権者が、その留置権により担保されたいた債権に次いで徵收する。この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は第二十三条第一項（法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者の財産につき滞納処分を執行してもなおその国税に不足すると認められるときに限り、その国税は、その質権又は抵当権から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続において、その質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徵收することができる。

十二 第二十六条 前項の規定により徵收することができる金額は、第一号に掲げる金額から第一号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

- 一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納税者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の国税の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

三 税務署長は、第一項の規定により国税を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4 税務署長は、第一項の規定により国税を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならない。

5 税務署長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の国税につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

(法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等)

第四節 国税と仮登記又は譲渡担保に係る債権との調整

第二十三条 国税の法定納期限等以前に納税者の財産につき、その者を登記義務者（登録義務者を含む。）として、仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第一条（趣旨）に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記又は仮登録（以下「担保のための仮登記」という。）がされているときは、その国税は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

2 担保のための仮登記がされている納税者の財産上に、第十九条第一項各号（不動産保存の先取特権等の優先）に掲げる先取特権があるとき、国税の法定納期限等以前から第二十条第一項各号（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）に掲げる先取特権があるとき、又は国税の法定納期限等以前に質権若しくは抵当権が設定され、若しくは担保のための仮登記がされているときは、その国税は、仮登記担保契約に関する法律第三条第一項（清算金）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）に規定する清算金に係る換価代金につき、同法第四条第一項（物上代位）（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使されたこれらの先取特権、質権及び抵当権並びに同法第四条第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四条第一項の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

3 第十七条第一項（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）の規定は、納税者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受けたときについて、前条（第三項を除く。）の規定は、納税者が他に国税に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその国税の法定納期限等後に担保のための仮登記をした財産を譲渡したときについて、それぞれ準用する。

4 仮登記担保契約に関する法律第一条に規定する仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されいないものに基づく仮登記及び仮登録は、国税の滞納処分においては、その効力を有しない。

(譲渡担保権者の物的納税責任)

第二十四条 纳税者が国税を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつてゐるもの（以下「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者の国税を徴収することができる。

2 税務署長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した書面により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下同じ。）の所在地を所轄する税務署長及び納税者に対しその旨を通知しなければならない。

3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴収職員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分を執行することができる。この場合においては、第三十二条第三項から第五項まで（第一次納税義務の通則）及び第九十条第三項（換価の制限）の規定を準用する。

- 4 譲渡担保財産を第一項の納税者の財産としてした差押えは、同項の要件に該当する場合に限り、前項の規定による差押えとして滞納処分を続行することができる。この場合において、税務署長は、遅滞なく、第二項の告知及び通知をしなければならない。

5 税務署長は、前項の規定により滞納処分を続行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。

一 第三者が占有する動産（第七十条（船舶又は航空機の差押え）又は第七十一条（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定の適用を受ける財産を除く。以下同じ。）又は有価証券

二 動産又は有価証券を占有する第三者

三 第六十二条（差押えの手続及び効力発生時期）又は第七十三条（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）の規定の適用を受ける財産（これらの財産の権利の移転につき登記をするものを除く。）第三債務者又はこれに準ずる者（以下「第三債務者等」という。）

4 税務署長は、第四項の規定により滞納処分を続行する場合において、第五十五条第一号又は第三号（質権者等に対する差押えの通知）に掲げる者（うち知っている者があるときは、これらの者に対する差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を続行する旨を通知しなければならない。）

5 第二項の規定による告知又は第四項の規定の適用を受ける差押えをした後、納税者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失ったときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

6 第一項の規定は、国税の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が国税の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事實を、その財産の売却決定の前日までに、証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十五条第二項後段及び第三項（優先質権の証明）の規定を準用する。

7 第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、第十章（罰則）の規定の適用については、納税者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第二十五条 買戻しの特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記（仮登記を含む。以下同じ。）その他これに類する登記（以下この条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産でその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押さえた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押さえたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

8 前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者の国税の徵収に関し必要な事項は、政令で定める。

第五節 国税及び地方税等と私債権との競合の調整

第二十六条 強制換価手続において国税が他の国税、地方税又は公課（以下この条において「地方税等」という。）及びその他の債権（以下この条において「私債権」という。）と競合する場合において、この章又は地方税法その他の法律の規定により、国税が地方税等に先立ち、私債権がその地方税等におくれ、かつ、当該国税に先立つとき、又は国税が地方税等におくれ、私債権がその地方税等に先立ち、かつ、当該国税におくれるときは、換価代金の配当については、次に定めることによる。

七十一条第四項（自動車等についての準用規定）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十九条（不動産保存の先取特權等の優先）の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充てる。

二 国税及び地方税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（地方税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次にこの章又は地方税法その他の法律の規定を適用して国税及び地方税等並びに私債権に充てるべき金額の総額をそれぞれ定める。

三 前号の規定により定めた国税及び地方税等に充てるべき金額の総額を第八条（国税優先の原則）若しくは第十二条から第十四条まで（差押先着手による国税の優先等）の規定又は地方税法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次国税及び地方税等に充てる。

四 第二号の規定により定めた私債権に充てるべき金額の総額を民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第三章 第二次納税義務

第二十七条から第三十一条まで 削除

（第一次納税義務の通則）

第三十二条 税務署長は、納税者の国税を第二次納税義務者から徴収しようとするときは、その者に対し、政令で定めるところにより、徴収しようとする金額、納付の期限その他必要な事項を記載した納付通知書により告知しなければならない。この場合においては、その者の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長に対しその旨を通知しなければならない。

2 第二次納税義務者がその国税を前項の納付の期限までに完納しないときは、税務署長は、次項において準用する国税通則法第三十八条第一項及び第二項（繰上請求）の規定による請求をする場合を除き、納付催告書によりその納付を督促しなければならない。この場合においては、その納付催告書は、国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、その納付の期限から五十日以内に発するものとする。

3 国税通則法第三十八条第一項及び第二項、同法第四章第一節（納税の猶予）並びに同法第五十一条（納付委託）の規定は、第一項の場合について準用する。

4 第二次納税義務者の財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、第一項の納税者の財産を換価に付した後でなければ、行うことができない。

5 この章の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者に対してする求償権の行使を妨げない。

（合名会社等の社員の第二次納税義務）

第三十三条 合名会社若しくは合資会社又は税理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

（清算人等の第二次納税義務）

第三十四条 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付すべき国税を納付しないで残余財産の分配又は引渡しをしたときは、その法人に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡しをした財産の価額の限度において、残余財産の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

2 信託法（平成十八年法律第八百八号）第一百七十五条（清算の開始原因）に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第一百七十七条（清算受託者の職務）に規定す

る清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付すべき国税（その納める義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項（定義）に規定する信託財産責任負担債務をいう。）となるものに限る。以下この項において同じ。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第一百八十二条第二項（残余財産の帰属）に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該国税を納める義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項において「特定清算受託者」という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る国税につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

（同族会社の第二次納税義務）

第三十五条 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十号（同族会社の定義）に規定する会社に該当する会社（以下「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、その株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該株式又は出資を除く。）につき滞納処分を執行してもなお徴収すべき国税に不足すると認められるときは、その有する当該株式又は出資（当該滞納に係る国税の法定納期限（国税に関する法律の規定による国税の還付金の額に相当する税額を減少させる修正申告又は更正により納付すべき国税並びに当該国税に係る附帯税及び滞納処分費について）は、その還付の基因となつた申告、更正又は決定があつた日とし、過怠税については、その納税義務の成立の日とする。以下この章において同じ。）の一年以上前に取得したもの（除く。）の価額の限度において、当該会社は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 その株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 その株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第三十二条第一項（第二次納税義務者への告知）の納付通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3 第二項の同族会社であるかどうかの判定は、第三十二条第一項の納付通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

第三十六条 滞納者の次の各号に掲げる国税につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に定める者にあつては同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基づいて取得した財産（以下この条及び次条において「取得財産」という。）を含む。）、第二号に定める者にあつては同号に規定する貸付けに係る財産（取得財産を含む。）、第三号に定める者にあつてはその受けた利益の額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

一 所得税法第十二条（実質所得者課税の原則）若しくは第一百五十八条（事業所の所得の帰属の推定）又は法人税法第十一条（実質所得者課税の原則）の規定により課された国税 その国税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二 消費税法（昭和六十三年法律第八百八号）第十三条（資産の譲渡等又は特定仕入れを行つた者の実質判定）の規定により課された国税（同法第二条第一項第八号（定義）に規定する貸付けに係る部分に限る。）その国税の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行つたとみられる者

三 所得税法第一百五十七条（同族会社等の行為又は計算の否認等）若しくは第一百六十八条の二（非居住者の恒久的施設帰属所得に係る行為又は計算の否認）、法人税法第一百三十二条（同族会社等の行為又は計算の否認）、第一百三十二条の二（組織再編成に係る行為又は計算の否認）、第一百三十二条の三（通算法人に係る行為又は計算の否認）若しくは第一百四十七条の二（外国法人

権利の目的となつてゐるものであるときを除き、これを差し押さえ、かつ、換価に付した後でなければ、同項に規定する第三者の権利の目的となつてゐる財産を換価することができない。

4 税務署長は、前項の場合において、同項の申立があつた日から二月以内にその申立に係る財産を差し押さえ、かつ、換価に付さないときは、第二項に規定する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

5 第二項又は前項の差押は、国税に関する法律の規定で新たに滞納処分の執行をすることができる。

(相続があつた場合の差押)

第五十一条 徴収職員は、被相続人の国税につきその相続人の財産を差し押える場合には、滞納処分の執行に支障がない限り、まず相続財産を差し押えるよう努めなければならない。

2 被相続人の国税につき相続人の固有財産が差し押えられた場合には、その相続人は、税務署長に対し、他に換価が容易な相続財産で第三者的権利の目的となつていなものをしており、かつ、その財産により当該国税の全額を徵収することができる理由として、その差押換を請求することができる。

3 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、その差押換をしなければならないものとし、その請求を相当と認めないとときは、その旨を当該相続人に通知しなければならない。

(果実に対する差押の効力)

第五十二条 差押の効力は、差し押えた財産(以下「差押財産」という)から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者は又は第三者者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実(その財産の換価による権利の移転の時までに收取されない天然果実を除く。)については、この限りでない。

2 差押の効力は、差し押えた財産(以下「差押財産」という)から生ずる天然果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合には、その財産から生ずる法定果実に及ばない。ただし、債権を差し押えた場合には、この限りでない。

(担保のための仮登記がある財産に対する差押の効力)

第五十三条 差押の効力は、差し押えた財産(以下「差押財産」という)から生ずる天然果実に及ぶ。ただし、滞納者は又は第三者者が差押財産の使用又は収益をすることができる場合には、その財産から生ずる天然果実(その財産の換価による権利の移転の時までに收取されない天然果実を除く。)については、この限りでない。

第五十二条の二 仮登記担保契約に関する法律第十五条(強制競売等の場合の担保仮登記)(同法第二十条(土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用))において準用する場合を含む。の規定は、担保のための仮登記がある財産が差し押さえられた場合について準用する。この場合において、同法第十五条中「その決定」とあるのは「その差押え」と、「申立てに基づく」とあるのは「ものである」と読み替えるものとする。

(保険に付されたる財産に対する差押の効力)

第五十三条 差押財産が損害保険に付され、又は中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第二百八十一号)第九条の七の二第一項(火災共済事業)の規定による共済その他法律の規定による共済でこれに類するものの目的となつてゐるときは、その差押えの効力は、保険金又は共済金の支払を受ける権利に及ぶ。ただし、財産を差し押さえられた旨を保険者又は共済事業者に通知しなければ、その差押えをもつてこれらの者に対抗することができない。

2 徵収職員が差押に係る前項の保険金又は共済金の支払を受けた場合において、その財産がその保険又は共済に係る事故が生じた時に先取特権質権又は抵当権の目的となつていていたときは、その先取特権者、質権者又は抵当権者は、民法第三百四条第一項ただし書(先取特権の物上代位)その他これららの権利の行使のためその保険金又は共済金の支払を受ける権利をその支払前に差し押えることを必要とする規定の適用については、その支払前にその差押をしたものとみなす。

(差押調書)

第五十四条 徵収職員は、滞納者の財産を差し押さえたときは、差押調書を作成し、その財産が次に掲げる財産であるときは、その謄本を滞納者に交付しなければならない。

1 動産又は有価証券

2 債権(電話加入権、賃借権、第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産その他取り立てることができない債権を除く。以下この章において同じ。)

三 第七十三条(電話加入権等の差押え)又は第七十三条の二(振替社債等の差押え)の規定の適用を受ける財産

(質権者等に対する差押えの通知)

第五十五条 次の各号に掲げる財産を差し押さえたときは、税務署長は、当該各号に掲げる者のうち知っている者に対し、その旨その他必要な事項を通知しなければならない。

一 質権、抵当権、先取特権、留置権、賃借権その他の第三者的権利(担保のための仮登記に係る権利を除く。)の目的となつてゐる財産

これらの権利を有する者

二 仮登記がある財産 仮登記の権利者

三 仮差押え又は仮処分がされている財産 仮差押え又は仮処分をした保全執行裁判所又は執行官

(差押の手続及び効力発生時期等)

第五十六条 動産又は有価証券の差押は、徵収職員がその財産を占有した時に生ずる。

2 前項の差押の効力は、徵収職員がその財産を占有した時に、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

3 徵収職員が金銭を差し押えたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(有価証券に係る債権の取立)

第五十七条 有価証券を差し押えたときは、徵収職員は、その有価証券に係る金銭債権の取立をすることができる。

2 徵収職員が前項の規定により金銭を取り立てたときは、その限度において、滞納者から差押に係る国税を徴収したものとみなす。

(第三者が占有する動産等の差押手続)

第五十八条 滞納者の動産又は有価証券でその親族その他の特殊関係者以外の第三者が占有しているものは、その第三者が引渡を拒むときは、差し押えることができない。

2 前項の動産又は有価証券がある場合において、同項の第三者がその引渡を拒むときは、滞納者が他に換価が容易であり、かつ、その滞納に係る国税の全額を徴収することができる財産を有しないと認められるときに限り、税務署長は、同項の第三者に対し、期限を指定して、当該動産又は有価証券を徵収職員に引き渡すべきことを書面により命ずることができる。この場合において、その命令をした税務署長は、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 前項の命令に係る動産若しくは有価証券が徵収職員に引き渡されたとき、又は同項の命令を受けた第三者者が指定された期限までに徵収職員にその引渡しをしないときは、徵収職員は、第一項の規定にかかるわらず、その動産又は有価証券を差し押えることができる。

(引渡命令を受けた第三者等の権利の保護)

第五十九条 前条第二項の規定により動産の引渡しを命ぜられた第三者が、滞納者との契約による賃借権、使用貸借権その他動産の使用又は収益をする権利に基きその命令に係る動産を占有している場合は、その占有の基礎となつてゐる契約を解除することができる。この場合において、その第三者は、当該契約の解除により滞納者に対して取得する損害賠償請求権については、その動産の売却代金の残余のうちから配当を受けることができる。

3 徵収職員は、前条第二項の規定により動産の引渡しを命ぜられた第三者の請求がある場合において、第一項前段の規定によりその契約を解除し、かつ、前条第二項の命令があつた場合において、その後の期間分の借貸を支払つているときは、その第三者は、税務署長に対し、その動産の売却代金のうちから、その借貸に相当する金額で同条第三項の規定による差押の日後の期間に

を受けた建設機械（以下「建設機械」という。）又は小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）の規定により登録を受けた小型船舶（以下「小型船舶」という。）の差押えについて、第六十八条第一項から第四項まで（不動産の差押えの手続及び効力発生時期）の規定を準用する。

3 2 前条第三項及び第四項の規定は、自動車、建設機械又は小型船舶の差押えについて準用する。
税務署長は、自動車、建設機械又は小型船舶を差し押された場合には、滞納者に対し、これらに引渡しを命じ、徴収職員にこれらの占有をさせることができる。
4 第五十六条第一項（動産等の差押手続）、第五十八条（第三者が占有する動産等の差押手続）及び第五十九条（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）の規定は、前項の規定により徴収職員に自動車、建設機械又は小型船舶を占有させる場合について準用する。

5 徴収職員は、第三項の規定により占有する自動車、建設機械又は小型船舶を滞納者又はこれらを占有する第三者に保管させることができる。この場合においては、封印その他の公示方法によりその自動車、建設機械又は小型船舶が徴収職員の占有に係る旨を明らかにしなければならないものとし、また、次項の規定により自動車の運行、建設機械の使用又は小型船舶の航行を許可する場合を除き、これらの運行、使用又は航行をさせないための適当な措置を講じなければならない。

第五款 無体財産権等の差押

（特許権等の差押えの手続及び効力発生時期）

第七十二条 前三款の規定の適用を受けない財産（以下「無体財産権等」という。）のうち特許権、著作権その他第三債務者等がない財産の差押えは、滞納者に対する差押書の送達により行う。
3 2 前項の差押えの効力は、その差押書が滞納者に送達された時に生ずる。
3 税務署長は、無体財産権等での権利の移転につき登記をするものを差し押さえたときは、差押えの登記を関係機関に嘱託しなければならない。
4 前項の差押えの登記が差押書の送達前にされた場合には、第二項の規定にかかわらず、その差押えの登記がされた時に差押えの効力が生ずる。
5 特許権、実用新案権その他の権利でその処分の制限につき登記をしなければ効力が生じないものとされているものの差押えの効力は、第二項及び前項の規定にかかるらず、差押えの登記がされた時に生ずる。（電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期）

第七十三条 無体財産権等のうち電話加入権、合名会社の社員の持分その他第三債務者等がある財産（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第一項（定義）に規定する社債等のうちその権利の帰属が振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるもの（次条において「振替社債等」という。）を除く。）の差押えは、第三債務者等に対する差押通知書の送達により行う。

3 2 前項の差押の効力は、その差押通知書が第三債務者等に送達された時に生ずる。

4 前条第三項及び第四項の規定は、第一項に規定する財産での権利の移転につき登記をするもの（次項に規定するものを除く。）の差押について準用する。この場合において、同条第四項中「差押書」とあるのは、「差押通知書」と読み替えるものとする。
5 第六十五条（債権証書の取上げ）及び第六十七条（差し押えた債権の取立）の規定は、第一項に規定する財産について準用する。（振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期）

第七十三条の二 振替社債等の差押えは、振替社債等の発行者（以下この項及び次項において「発行者」という。）及び滞納者がその口座の開設を受けている社債 株式等の振替に関する法律第

二条第五項（定義）に規定する振替機関等（滞納者が次の各号に掲げる請求をし、当該各号に定める買取口座に当該請求に係る振替社債等についての記載又は記録がされている場合であつて、当該請求に係る振替社債等を差し押さえるときは、発行者が当該買取口座の開設を受けている当該振替機関等。以下この条において「振替機関等」という。）に対する差押通知書の送達により行う。

一 社債、株式等の振替に関する法律第二百五十五条第一項（株式買取請求に関する会社法の特例）（社債、株式等の振替に関する法律第二百二十八条第一項（投資口に関する株式に係る規定の準用）及び第二百三十九条第一項（優先出資に係る規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する株式買取請求、投資口買取請求又は優先出資買取請求

二 同法第二百五十五条第一項に規定する買取口座

三 社債、株式等の振替に関する法律第二百四十七条の三第一項（新投資口予約権に関する新株予約権に係る規定の準用）において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する新株予約権買取請求又は新投資口予約権買取請求

四 同法第二百八十三条第一項（新株予約権買取請求に関する会社法の特例）に規定する新株予約権付社債買取請求

五 同法第二百五十五条第一項に規定する買取口座

六 同法第二百六十六条规定する新株予約権付社債買取請求

七 同法第二百五十五条第一項に規定する買取口座

八 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引所の合併における新株予約権買取請求に関する法律第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

九 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十一 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十二 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十三 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十四 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十五 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十六 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十七 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十八 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

十九 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

二十 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿一 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿二 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿三 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿四 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿五 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿六 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿七 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿八 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿九 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

三十 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅一 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅二 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅三 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅四 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅五 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅六 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅七 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅八 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

卅九 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

四十 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿一 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿二 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿三 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿四 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿五 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿六 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿七 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿八 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

廿九 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

三十 同法第二百七十三条第一項（金融商品取引法の特例）に規定する新株予約権買取請求

- 一 その持分を再度換価に付してもなお買受人がないこと。
- 二 その持分の譲渡につき法律又は定款に制限があるため、譲渡することができないこと。
- 2 前項に規定する請求は、三十日（組合等からの脱退につき、法律又は定款の定めにより、これと異なる一定期間前に組合等に予告することを必要とするものにあっては、その期間）前に組合等にその予告をした後でなければ、行うことができない。
- 第六款 差押禁止財産**
- （一般の差押禁止財産）
- 第七十五条 差押禁止財産**
- 次に掲げる財産は、差し押えることができない。
- 一 滞納者及びその者と生計を一にする配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む）。その他の親族（以下「生計を一にする親族」という。）の生活に欠くことができない衣服、寝具、家具、台所用具、畳及び建具
 - 二 滞納者及びその者と生計を一にする親族の生活に必要な三月間の食料及び燃料
 - 三 主として自己の労力により農業を営む者の農業に欠くことができない器具、肥料、労役の用に供する家畜及びその飼料並びに次の収穫まで農業を続行するために欠くことができない種子その他これに類する農産物
 - 四 主として自己の労力により漁業を営む者の水産物の採捕又は養殖に欠くことができない漁網その他の漁具、えさ及び稚魚その他これに類する水産物
 - 五 技術者、職人、労務者その他の主として自己の知的又は肉体的な労働により職業又は営業に従事する者（前二号に規定する者を除く。）のその業務に欠くことができない器具その他の物（商品を除く。）
 - 六 実印その他の印で職業又は生活に欠くことができないもの
 - 七 仏像、位牌その他礼拝又は祭祀に直接供するため欠くことができないもの
 - 八 滞納者に必要な系譜、日記及びこれに類する書類
 - 九 滞納者又はその親族が受けた勲章その他名誉の章票
 - 十 滞納者又はその者と生計を一にする親族の學習に必要な書籍及び器具
 - 十一 発明又は著作に係るもので、まだ公表していないもの
 - 十二 滞納者又はその者と生計を一にする親族に必要な義手、義足その他の身体の補足に供する物
 - 十三 建物その他の工作物について、災害の防止又は保安のため法令の規定により設備しなければならない消防用の機械又は器具、避難器具その他の備品
 - 2 前項第一号（骨及び建具に係る部分に限る。）及び第十三号の規定は、これらの規定に規定する財産をその建物その他の工作物とともに差し押えるときは、適用しない。

第七十六条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滯納者が同一の期間につき二以上上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

 - 一 所得税法第八十三条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第一百九十条（年末調整）、第一百九十二条（年末調整に係る不足額の徵収）又は第二百十二条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給料等につき徵収される所得税に相当する金額
 - 二 地方税法第三百二十二条の三（個人の市町村民税の特別徵収）その他の法令の規定によりその給料等につき特別徵収の方法によつて徵収される道府県民税及び市町村民税並びに森林環境税に相当する金額
 - 三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百六十七条第一項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給料等から控除される社会保険料（所得税法第七十四条第二項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額

- 四 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十二条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となつた期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 5 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の百分の二十に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の二倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）給料等に基き支払を受けた金銭は、前項第四号及び第五号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項第四号又は第五号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となつた期間が一月であるものとみなす。
- 4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。
- 1 所得税法第九十九条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第二百十二条の規定によりそのままの支給の基礎となつた期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数の占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 2 第一項第一号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
- 3 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものとの三倍に相当する金額
- 4 退職手当等につき徵収される所得税に相当する金額
- 5 第一項第一号及び第三号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
- 6 第一項第四号に掲げる金額で同号に規定する期間を一月として算定したものとの三倍に相当する金額
- 7 第一項、第二項及び前項の規定は、滯納者の承諾があるときは適用しない。
- 第七十七条 社会保険制度に基づく給付の差押禁止**
- 四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額
- 5 第一項、第二項及び前項の規定は、滯納者の承諾があるときは適用しない。
- （社会保険制度に基づく給付の差押禁止）**
- 四 退職手当等の支給の基礎となつた期間が五年をこえる場合には、そのこえる年数一年につき前号に掲げる金額の百分の二十に相当する金額
- 5 第一項、第二項及び前項の規定は、滯納者の承諾があるときは適用しない。
- 第七十八条 条件付差押禁止財産**
- 一 次に掲げる財産（第七十五条第一項第三号から第五号まで（農業等に欠くことができる財産で、ない財産）に掲げる財産を除く。）は、滯納者がその国税の全額を徵収することができる財産で、

換価が困難でなく、かつ、第三者の権利の目的となつてないものを提供したときは、その選択により、差押をしないものとする。

- 一 農業に必要な機械、器具、家畜類、飼料、種子その他の農産物、肥料、農地及び採草放牧地
- 二 漁業に必要な漁網その他の漁具、えさ、稚魚その他の水産物及び漁船
- 三 職業又は事業（前二号に規定する事業を除く。）の継続に必要な機械、器具その他の備品及び原材料その他の必要な物をすべき資産

第七款 差押の解除

（差押えの解除の要件）

第七十九条 徴収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押えを解除しなければならない。

- 一 納付、充当、更正の取消その他の理由により差押えに係る国税の全額が消滅したとき。
- 二 差押財産の価額がその差押えに係る滞納処分費及び差押えに係る国税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

徵収職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、差押財産の全部又は一部について、その差押えを解除することができる。

- 一 差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消、差押財産の値上りその他の理由により、その価額が差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。
- 二 滞納者が他に差し押さえることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押されたとき。
- 三 差押財産について、三回公売に付しても入札又は競り売りに係る買受けの申込み（以下「入札等」という。）がなかつた場合において、その差押財産の形状、用途、法令による利用の規制その他の事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

（差押えの解除の手続）

第八十条 差押の解除は、その旨を滯納者に通知することによつて行う。ただし、債権及び第三債務者等のある無体財産権等の差押の解除は、その旨を第三債務者等に通知することによつて行わなければならない。ただし、第一号に規定する除去は、滯納者又はその財産を占有する第三者に行われることができる。

一 動産又は有価証券 その引渡及び封印、公示書その他差押を明白にするために用いた物の除去

二 債権又は第三債務者等がある無体財産権等 滞納者への通知

三 税務署長は、不動産その他差押の登記をした財産の差押を解除したときは、その登記のまつ消

4 を関係機関に囑託しなければならない。

4 第二項第一号の動産又は有価証券の引渡は、滯納者に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる場所において行わなければならない。ただし、差押の時に滯納者以外の第三者が占有していたものについては、滯納者に対し引渡をすべき旨の第三者の申出がない限り、その第三者に引き渡さなければならない。

- 一 前条第一項各号又は同条第二項第一号の規定に該当する場合のうち、更正の取消その他国の一責に帰すべき理由による場合 差押の時に存在した場合
- 二 その他の場合 差押を解除した時に存在する場所

- 5 第二項第一号及び前項の規定は、債権又は自動車、建設機械若しくは小型船舶の差押えを解除した場合において、第六十五条（債権証書の取上げ）（第七十三条第五項（権利証書の取上げ）の規定により準用する場合を含む。）の規定により取り上げた証書又は第七十一条第三項（差し押された自動車等の占有）の規定により徵収職員が占有した自動車、建設機械若しくは小型船舶があるときについて準用する。

（質権者等への差押解除の通知）

第八十一条 税務署長は、差押を解除した場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行つた場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滯納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

二 税務署長は、交付要求をしたときは、その旨を滯納者に通知しなければならない。

（交付要求の手続）

第八十二条 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、税務署長は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号（租税等の請求権の届出）に掲げる請求権に係る国税の交付要求を行つた場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所。第八十四条第二項（交付要求の解除）において同じ。）に対し、滯納に係る国税につき、交付要求書により交付要求をしなければならない。

（交付要求の制限）

第八十三条 税務署長は、滯納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつてないものをしており、かつ、その財産によりその国税の全額を徴収することができると認められるときは、交付要求をしないものとする。

（交付要求の解除）

第八十四条 税務署長は、納付、充当、更正の取消その他の理由により交付要求に係る国税が消滅したときは、その交付要求を解除しなければならない。

二 交付要求の解除は、その旨をその交付要求に係る執行機関に通知することによつて行う。

三 第五十五条（質権者等に対する差押の通知）及び第八十二条第二項（交付要求の通知）の規定は、交付要求を解除した場合について準用する。

（交付要求の解除の請求）

第八十五条 強制換価手続により配当を受けることができる債権者は、交付要求があつたときは、税務署長に対し、次の各号のいずれにも該当することを理由として、その交付要求を解除すべきことを請求することができる。

一 その交付要求により自己の債権の全部又は一部の弁済を受けることができないこと。

二 滞納者が他に換価の容易な財産で第三者の権利の目的となつてないものを有しており、かつ、その財産によりその交付要求に係る国税の全額を徴収することができること。

三 税務署長は、前項の請求があつた場合において、その請求を相当と認めるときは、交付要求を解除しなければならないものとし、その請求を相当と認めないときは、その旨をその請求をした者に通知しなければならない。

（参加差押えの手続）

第八十六条 税務署長は、第四十七条（差押えの要件）の規定により差押えをすることができる場合において、滯納者の財産で次に掲げるものにつき既に滯納処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、第八十二条第一項（交付要求の手続）の交付要求書に代えて参加差押書を滯納処分をした行政機関等に交付してすることができる。

一 動産及び有価証券

二 不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶

三 電話加入権

二 税務署長は、前項の交付要求（以下「参加差押え」という。）をしたときは、参加差押通知書により滯納者に通知しなければならない。この場合において、参加差押えをした財産が電話加入権であるときは、あわせて第三債務者にその旨を通知しなければならない。

三 税務署長は、第一項第二号に掲げる財産につき参加差押えをしたときは、参加差押えの登記を関係機関に囑託しなければならない。

4 第五十五条（質権者等に対する差押えの通知）の規定は、参加差押えをした場合について準用する。

（参加差押えの効力）

第八十七条 参加差押えをした場合において、その参加差押えに係る財産につきされたいた滞納処分による差押えが解除されたときは、そのうち最も先に登記されたものとし、その他の財産について二以上の参加差押えがあるときは、そのうち最も先にされたものとする。は、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める時に遡つて差押えの効力を生ずる。

一 動産及び有価証券 参加差押書が滞納処分による差押えをした行政機関等に交付された時
二 不動産（次号に掲げる財産を除く。）、船舶、航空機、自動車、建設機械及び小型船舶 参加差押通知書が滞納者に送達された時（参加差押えの登記がその送達前にされた場合には、その登記がされた時）

三 鉱業権 参加差押えの登録がされた時

四 電話加入権 参加差押通知書が第三債務者に送達された時

2 税務署長は、差し押さえた動産又は有価証券につき参加差押書の交付を受けた場合において、その動産又は有価証券の差押えを解除すべきときは、その動産又は有価証券を前項の規定により差押えの効力を生ずべき参加差押えをした行政機関等に引き渡さなければならない。差し押さえられた自動車、建設機械又は小型船舶で第七十一条第三項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）の規定により徴収職員が占有しているものについても、同様とする。

3 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る滞納処分による差押財産が相当期間内に換価に付されないときは、速やかにその換価をすべきことをその滞納処分をした行政機関等に催告することができる。（参加差押えの制限、解除等）

第八十八条 第八十三条から第八十五条まで（交付要求の制限、解除等）の規定は、参加差押えについて準用する。

2 税務署長は、参加差押えの登記をした財産の参加差押えを解除したときは、その登記の抹消を關係機関に嘱託しなければならない。

3 税務署長は、電話加入権の参加差押えを解除したときは、その旨を第三債務者に通知しなければならない。

4 前二条及び前三項に定めるもののほか、参加差押えに関する手続について必要な事項は、政令で定める。

第三節 財産の換価

（換価する財産の範囲等）

第八十九条 差押財産（金銭、債権及び第五十七条（有価証券に係る債権の取立て）の規定により債権の取立てをする有価証券を除く。）又は次条第四項に規定する特定参加差押不動産（以下この節において「差押財産等」という。）は、この節の定めるところにより換価しなければならない。

2 差し押さえた債権のうち、その全部又は一部の弁済期限が取立てをしようとする時から六月以内に到来しないもの及び取立てをすることが著しく困難であると認められるものは、この節の定めるところにより換価することができます。

3 税務署長は、相互の利用上差押財産等を他の差押財産等（滞納者を異にするものを含む。）と一括して同一の買受人に買い受けさせることができると認めるときは、これらの差押財産等

（参加差押えをした税務署長による換価）

第八十九条の二 参加差押えをした税務署長は、その参加差押えに係る不動産（以下「参加差押不動産」という。）が第八十七条第三項（参加差押えの効力）の規定による催告をしてもなお換価

に付されないときは、同項の滞納処分をした行政機関等の同意を得て、参加差押不動産につき換価の執行をする旨の決定（以下「換価執行決定」という。）をすることができる。ただし、参加差押不動産につき強制執行若しくは担保権の実行としての競売が開始されているとき、又は国税に関する法律の規定で換価をすることができないこととするものの適用があるときは、この限りでない。

2 前項の滞納処分をした行政機関等は、同項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意の求めがあつた場合において、その換価の執行を相当と認めるときは、これに同意するものとする。ただし、同項の滞納処分による差押えに係る不動産につき既に他の参加差押えをした行政機関等による換価の執行に係る同意をしているときは、この限りでない。

3 換価執行決定は、第一項の参加差押えをした税務署長による換価の執行に係る同意をした行政機関等（以下「換価同意行政機関等」という。）に告知することによつてその効力を生ずる。

4 換価執行決定をした税務署長（次条において「換価執行税務署長」という。）は、速やかに、その旨を滞納者及び参加差押不動産（換価執行決定をしたものに限る。以下「特定参加差押不動産」という。）につき交付要求をした者に通知しなければならない。

（換価執行決定の取消し）

第八十九条の三 换価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消さなければならない。

1 換価執行決定に係る参加差押え（以下「特定参加差押え」という。）を解除したとき。

2 換価同意行政機関等の滞納処分による差押え（政令で定めるものを除く。次条において「特定差押え」という。）が解除されたとき。

3 特定参加差押不動産の価額が特定参加差押えに係る滞納処分費及び特定参加差押えに係る税に先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を超える見込みがなくなつたとき。

4 前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2 換価執行税務署長は、次の各号のいずれかに該当するときは、換価執行決定を取り消すことができる。

1 特定参加差押えに係る国税の一部の納付、充当、更正の一部の取消し、特定参加差押不動産の価額の増加その他の理由により、その価額が特定参加差押えに係る国税及びこれに先立つ他の国税、地方税その他の債権の合計額を著しく超過すると認められるに至つたとき。

2 滞納者が他に差し押さええることができる適当な財産を提供した場合において、その財産を差し押さえたとき。

3 特定参加差押不動産について、三回公売に付しても入札等がなかつた場合において、その特定参加差押不動産の形状、用途、法令による利用の規制その他的事情を考慮して、更に公売に付しても買受人がないと認められ、かつ、随意契約による売却の見込みがないと認められるとき。

4 前三号に準ずるものとして政令で定めるとき。

2 前二項の規定により換価執行決定を取り消した税務署長は、速やかに、その旨を滞納者、換価同意行政機関等及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者（第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しにあつては、滞納者及び特定参加差押不動産につき交付要求をした者）に通知しなければならない。

3 特定参加差押不動産については、換価同意行政機関等が行う公売その他滞納処分による売却の手続は、第一項又は第二項の規定により換価執行決定が取り消された後でなければ、することができない。

（換価執行決定の取消しをした税務署長による換価の続行）

第八十九条の四 特定差押えが解除された場合において、前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による換価執行決定の取消しに係る参加差押えにつき第八十七条第一項（参加差押えの効力）の規定により差押えの効力が生ずるとき（次に掲げる場合を除く。）は、当該換価執行決定の取消しをした税務署長は、当該換価執行決定に基づき行つた換価手続を当該差押えによる換価

手続とみなして、当該差押えに係る不動産（以下この条において「差押不動産」という。）につき換価を続行することができる。

一 差押不動産につき強制執行又は担保権の実行としての競売が開始されている場合

二 当該税務署長が行つた当該換価執行決定の取消しに係る参加差押えよりも先にされた交付要求がある場合

三 特定差押えが解除される前に特定参加差押不動産を換価したとすれば消滅する権利で、差押不動産の換価に伴い消滅しないものがある場合

（換価の制限）

第九十条 果実は成熟した後、蚕は繭となつた後でなければ、換価をすることができない。

2 前項の規定は、生産工程中における仕掛品（栽培品その他これらに類するものを含む。）で、完成品となり、又は一定の生産過程に達するのでなければ、その価額が著しく低くて通常の取引に適しないものについて準用する。

3 第二次納税義務者が第三十二条第一項（第二次納税義務の通則）の告知、同条第二項の督促又はこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したときは、その訴訟の係属する間は、当該国税につき滞納処分による財産の換価をすることができない。保証人が国税通則法第五十二条第二項（担保の処分）の告知、同条第三項の督促若しくはこれらに係る国税に関する滞納処分につき訴えを提起したとき、又は第五十五条第二号（仮登記の権利者に対する差押えの通知）の通知（担保のための仮登記に係るものに限る。）に係る差押えにつき訴えの提起があつたときにおいても、また同様とする。

（自動車等の換価前の占有）

第九十一条 自動車、建設機械又は小型船舶の換価は、徵収職員が第七十七条第三項（差し押さえの自動車等の占有）の規定によりこれらを占有した後に行うものとする。ただし、換価に支障がないと認められるときは、この限りでない。

（買受人の制限）

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であると問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産についてまた同様とする。

（修理等の処分）

第九十三条 税務署長は、差押財産等を換価する場合において、必要があると認めるときは、滞納者の同意を得て、その財産につき修理その他その価額を増加する処分をすることができる。

第二款 公売

（公売）

第九十四条 税務署長は、差押財産等を公売するときは、これを公売に付さなければならない。

2 公売は、入札又は競り売りの方法により行わなければならない。

（公売公告）

第九十五条 税務署長は、差押財産等を公売するときは、公売の日の少なくとも十日前までに、次に掲げる事項を公告しなければならない。ただし、公売に付する財産（以下「公売財産」という。）が不相応の保存費を要し、又はその価額を著しく減少するおそれがあると認めるときは、この期間を短縮することができる。

1 公売財産の名称、数量、性質及び所在

2 公売の方法

3 公売の日時及び場所

4 公売保証金を提供させるときは、その金額

5 買受代金の納付の期限

6 公売財産の買受人について一定の資格その他の要件を必要とするときは、その旨

八 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他その財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出るべき旨

九 前各号に掲げる事項のほか、公売に関し重要と認められる事項

2 前項の公告は、税務署の掲示場その他税務署内の公衆の見やすい場所に掲示して行う。ただし、他の適当な場所に掲示する方法、官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲げる方法その他の方法を併せて用いることを妨げない。

（公売の通知）

第九十六条 税務署長は、前条の公告をしたときは、同条第一項各号（第八号を除く。）に掲げる事項及び公売に係る国税の額を滞納者及び次に掲げる者のうち知れている者に通知しなければならない。

1 公売財産につき交付要求をした者

2 公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権、地上権、賃借権その他の権利を有する者

3 換価同意行政機関等

2 税務署長は、前項の通知をするときは、公売財産の売却代金から配当を受けることができる者のうち知っている者に対し、その配当を受けることができる国税、地方税その他の債権につき第一百三十条第一項（債権額の確認方法）に規定する債権現在額申立書をその財産の売却決定をする日の前日までに提出すべき旨の催告をあわせてしなければならない。

（公売の場所）

第九十七条 公売は、公売財産の所在する市町村（特別区を含む。）において行うものとする。ただし、税務署長が必要と認めるときは、他の場所で行うことができる。

（見積価額の決定）

第九十八条 税務署長は、近傍類似又は同種の財産の取引価格、公売財産から生ずべき収益、公売財産の原価その他の公売財産の価格形成上の事情を適切に勘案して、公売財産の見積価額を決定しなければならない。この場合において、税務署長は、差押財産等を公売するための見積価額の決定であることを考慮しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により見積価額を決定する場合において、必要と認めるときは、鑑定人にその評価を委託し、その評価額を参考とすることができる。

（見積価額の公告等）

第九十九条 税務署長は、公売財産のうち次の各号に掲げる財産を公売に付するときは、当該各号に掲げる日までに見積価額を公告しなければならない。

1 不動産、船舶及び航空機 公売の日から三日前の日

2 セリ賣の方法又は第五十五条第一項（複数落札入札制）に規定する方法により公売する財産（前号に掲げる財産を除く。）公売の日の前日（当該財産につき第五十五条第一項ただし書（公売公告）に該当する事実があると認めるときは、公売の日）

3 その他の財産で税務署長が公告を必要と認めるもの 公売の日の前日

2 税務署長は、見積価額を公告しない財産を公売するときは、その見積価額を記載した書面を封筒に入れ、封をして、公売をする場所に置かなければならない。

3 第五十五条第二項の規定は、第一項の公告について準用する。ただし、税務署長は、公売財産が動産であるときに限り、その財産に見積価額を記載した用紙をはりつけて、この公告に代えることができる。

4 税務署長は、第一項の場合において、公売財産上に賃借権（不動産又は船舶に係るものに限る。）又は地上権があるときは、あわせてその存続期限、借賃又は地代その他の権利の内容を公告しなければならない。

（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）

第九十九条の二 公売財産（不動産に限る。以下この条、第百六条の二（調査の嘱託）及び第百八条第五項（公売実施の適正化のための措置）において「公売不動産」という。）の入札等をしよ

うとする者（その者が法人である場合には、その代表者）は、税務署長に対し、次のいずれにも該当しない旨を財務省令で定めるところにより陳述しなければ、入札等をすることができない。

一 公売不動産の入札等をしようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号（定義）に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（次号、第一百六条の二及び第一百八条第五項において「暴力団員等」という。）であること。

二 自己の計算において当該公売不動産の入札等をさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

（公売保証金）

第一百条 公売財産の入札等をしようとする者（以下「入札者等」という。）は、税務署長が公売財産の見積価額の百分の十以上の額により定める公売保証金を次の各号に掲げるいずれかの方法により提供しなければならない。ただし、税務署長は、公売財産の見積価額が政令で定める金額以下である場合又は買受代金を売却決定の日に納付されるときは、公売保証金の提供を要しないものとすることができる。

一 現金（国税の納付に使用することができる小切手のうち銀行の振出しに係るもの及びその支払保証のあるものを含む。次号、第四項及び第一百五十五条第三項（買受代金の納付の期限等）において同じ。）で納付する方法

二 入札者等と保証銀行等（銀行その他税務署長が相当と認める者をいう。以下この号及び第四項において同じ。）との間において、当該入札者等に係る公売保証金に相当する現金を税務署長の催告により当該保証銀行等が納付する旨の契約（財務省令で定める要件を満たすものに限る。）が締結されたことを証する書面を税務署長に提出する方法

三 公売財産の買受人は、第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金がある場合には、当該公売保証金を買受代金に充てることができる。ただし、第一百五十五条第四項の規定により売却決定が取り消されたときは、当該公売保証金をその公売に係る国税に充て、なお残余があるときは、これを滞納者に交付しなければならない。

四 税務署長は、第一項第二号に掲げる方法により公売保証金を提供した入札者等に対して第一百五十五条第四項の規定による処分をした場合には、当該入札者等に係る保証銀行等に当該公売保証金に相当する現金を納付させるものとする。この場合において、当該保証銀行等が納付した現金は、当該処分を受けた者が第一項第一号に掲げる方法により提供した公売保証金とみなして、前項ただし書の規定を適用する。

五 前項の規定は、税務署長が、第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）の規定による処分をした場合について準用する。この場合において、前項中「第一百五十五条第四項」とあるのは、「第一百八条第二項（公売実施の適正化のための措置）」と、「前項ただし書」とあるのは、「同条第三項」と読み替えるものとする。

六 税務署長は、次の各号に掲げる場合には、遅滞なく、当該各号に規定する公売保証金をその提供した者に返還しなければならない。

一 第百四条から第一百五条まで（最高価申込者等の決定）の規定により最高価申込者及び次順位買受申込者（以下「最高価申込者等」という。）を定めた場合において、他の入札者等の提供した公売保証金があるとき。

二 入札等の価額の全部が見積価額に達しないことその他の理由により最高価申込者を定めることができなかつた場合において、入札者等の提供した公売保証金があるとき。

三 第百十四条の規定により最高価申込者等又は買受人がその入札等又は買受けを取り消した場合において、その者の提供した公売保証金があるとき。

四 第百十五条第三項の規定により最高価申込者が買受代金を納付した場合において、最高価申込者が提供した公売保証金で第三項本文の規定により買受代金に充てたもの以外のもの又は次順位買受申込者が提供した公売保証金があるとき。

五 第百十七条（国税等の完納による売却決定の取消し）の規定により売却決定が取り消された場合において、買受人の提供した公売保証金があるとき。

（入札及び開札）

第一百一条 入札をしようとする者は、その住所又は居所、氏名（法人にあつては、名称。以下同じ。）、公売財産の名称、入札価額その他必要な事項を記載した入札書に封をして、これを微収職員に差し出さなければならない。この場合において、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第六条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して入札がされる場合には、入札書に封をすることに相当する措置であつて財務省令で定めるものをもつて当該封をすることに代えるものとする。

（入札者）

3 2 入札者は、その提出した入札書の引換、変更又は取消をすることができる。

（開札）

3 2 開札をするときは、徴収職員は、入札者を開札に立ち会わせなければならぬ。ただし、入札者が立ち会わないとときは、税務署所属の他の職員を開札に立ち会わせなければならない。

（再度入札）

3 2 従前における入札の申込みを催告しなければならない。

（競り売り）

3 2 徴収職員は、競り売り人を選び、差押財産等の競り売りを取り扱わせることができる。

（競り売りの方法）

3 2 税務署長は、入札の方法により差押財産等を公売する場合において、入札者がないと競り売りの申込みを催告しなければならない。

（競り売りの申込み）

3 2 徴収職員は、競り売り額が見積価額に達しないときは、直ちに再度入札をすることができる。この場合においては、見積価額を変更することができない。

（競り売りの方法）

3 2 徵収職員は、競り売り人を選び、差押財産等の競り売りを取り扱わせることができる。

（競り売りの申込み）

3 2 徵収職員は、競り売り額が見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるものに限る。第三項において同じ。による入札者（前条第二項の規定によりくじで最高価申込者を定めた場合には、当該最高価申込者以外の最高の価額の入札者とする。第三項において同じ。）から次順位による買受けの申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者として定めなければならない。

3 2 前項の次順位による買受けの申込みは、最高価申込者の決定後直ちにしなければならない。

（複数落札入札制による最高価申込者の決定）

3 2 第一項の場合において、最高入札価額に次ぐ高い価額による入札者が二人以上あるときは、くじで定める。

（複数落札入札制による最高価申込者の決定）

3 2 税務署長は、種類及び価額が同じ財産を一時に大量に入札の方法により公売する場合において、必要があると認めるときは、その財産の数量の範囲内において入札をしようとする者の希望する数量及び単価を入札させ。見積価額以上の単価の入札者のうち、入札価額の高い入札者から順次その財産の数量に達するまでの入札者を最高価申込者とする方法（以下「複数落札入札制」という。）によることができる。この場合において、最高価申込者となるべき最後の順位の入札者が二人以上あるときは、入札数量の多いものを先順位の入札者とし、入札数量が同じときは、くじで先順位の入札者を定める。

2 複数落札入札制による場合において、最高価申込者のうち最後の順位の入札者の入札数量が他の最高価申込者の入札数量とあわせて公売財産の数量をこえるときは、そのこえる入札数量について、入札がなかつたものとする。そのうちは、複数落札入札制による最高価申込者に対しても納付の期限までに納付しない者があるときは、開札に引き続き売却決定を行い、かつ、直ちに代金を納付させるときに限り、その者に売却決定をした数量の範囲内において、まず、前項の規定により入札がなかつたものとされた入札数量（買受代金を納付しない買受人の同様の規定により入札がなかつたものとされた入札数量を除く。）につき入札があつたものとし、次に、第一項後段の規定により最高価申込者とならなかつた者を最高価申込者とすることができる。（この場合においては、同項後段及び前項の規定を準用する。）（入札又は競り売りの終了の告知等）

第一百六条 徴収職員は、最高価申込者等を定めたときは、直ちにその氏名及び価額（複数落札入札制による場合は、数量及び単価。次項において同じ。）を告げた後、入札又は競り売りの終了を告知しなければならない。

2 前項の場合において、公売した財産が不動産等であるときは、税務署長は、最高価申込者等の氏名、その価額並びに売却決定をする日時及び場所を満納者及び第九十六条第一項各号（公売の通知）に掲げる者（以下「利害関係人」という。）のうち知っている者に通知するとともに、この事項を公告しなければならない。

3 第九十五条第二項（公売公告の方法）の規定は、前項の公告について適用する。
(調査の嘱託)

第一百六条の二 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の最高価申込者等が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合

は、この限りでない。
2 税務署長は、自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者があると認められる場合には、当該公売不動産の入札等をさせた者（その者が法人である場合には、その役員。以下この項において同じ。）が暴力団員等に該当するか否かについて、必要な調査をその税務署の所在地を管轄する都道府県警察に嘱託しなければならない。ただし、公売不動産の入札等をさせた者が暴力団員等に該当しないと認めるべき事情があるものとして財務省令で定める場合は、この限りでない。
(再公示)

第一百七条 税務署長は、公売に付しても入札者等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないときは、又は次順位買受申込者が定められない場合において次条第二項若しくは第五項若しくは第一百五十四条（買受代金の納付の期限等）の規定により売却決定を取り消したときは、更に公売に付するものとする。
2 税務署長は、前項の規定により公売に付する場合において、必要があると認めるときは、公売の見積価額の変更、第九十五条第一項本文（公売公告）の期間の短縮その他公売の条件の変更をすることができる。
3 第九十六条（公売の通知）の規定は、第一項の規定による公売が直前の公売期日から十日以内に行われるときは、適用しない。

4 第一項の規定により公売に付する場合における第九十九条第一項第一号（見積価額の公告等）の規定については、同号中「公売の日から三日前の日」とあるのは、「公売の日の前日」とする。
(公売実施の適正化のための措置)

第一百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後一年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札をする。

等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。
一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者
二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者
三 偽りの名義で買受申込みをした者
四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人
五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者
六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

一 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

2 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第六項（公売保証金）の規定は、適用しない。

3 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。
4 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。
一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）
二 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）
3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第六項（公売保証金）の規定は、適用しない。

4 税務署長は、第一項の規定の適用に関する必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

5 税務署長は、公売不動産の最高価申込者等又は自己の計算において最高価申込者等に公売不動産の入札等をさせた者が次のいずれかに該当すると認める場合には、これらの最高価申込者等を最高価申込者等とする決定を取り消すことができるものとする。
一 暴力団員等（公売不動産の入札等がされた時に暴力団員等であつた者を含む。）
二 法人でその役員のうちに暴力団員等に該当する者があるもの（公売不動産の入札等がされた時にその役員のうちに暴力団員等に該当する者があつたものを含む。）
3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第六項（公売保証金）の規定は、適用しない。

4 税務署長は、第一項の規定により売却することができる。

一 法令の規定により、公売財産を買い受けることができる者が一人であるとき、その財産の最高価額が定められている場合において、その価額により売却するとき、その他公売に付するこれが公利益上適当でないと認められるとき。

二 取引所の相場がある財産をその日の相場で売却するとき。

三 公売に付しても入札等がないとき、入札等の価額が見積価額に達しないとき、又は第一百五十四条（買受代金の納付の期限等）の規定により売却決定を取り消したとき。
2 第九十八条（見積価額の決定）の規定は、前項第一号又は第三号の規定により売却する場合について適用する。この場合において、同号の規定により売却するときは、その見積価額は、その直前の公売における見積価額を下つてはならない。

3 税務署長は、第一項第三号の規定により売却する差押財産等が動産であるときは、あらかじめ公告した価額により売却することができる。

4 第九十六条（公売の通知）、第九十九条の二（暴力団員等に該当しないこと等の陳述）、第一百六十二条（調査の嘱託）及び第一百七条第三項（再公示）の規定は差押財産等を随意契約により売却する場合について、第一百六条第二項及び第三項（入札又は競り売りの終了の告知等）の規定は随意契約により買受人となるべき者を決定した場合について、それぞれ準用する。この場合において、第九十六条第一項中「前条の公告をしたときは」とあるのは、「随意契約により売却をする日の七日前までに」と、「通知し」とあるのは「通知書を発し」と、第九十九条の二中「の入札等をしようとする者は」、「を随意契約により買い受けようとする者」と、「入札等をすることができない」とあるのは「買い受けることができない」と、同条第一号中「の入札等をしようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けようとする者」と、同条第二号中「の入札等をさせようとする者」とあるのは「を随意契約により買い受けさせようとする者」と、第

売買の予約の仮登記があるときは、その仮登記により保全される請求権についても、同様とする。

2 税務署長は、不動産、船舶、航空機、自動車又は建設機械を換価する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その財産上の質権、抵当権又は先取特権（登記がされているものに限る。以下この条において同じ。）に関する負担を買受人に引き受けさせることができる。この場合において、その引受けがあつた質権、抵当権又は先取特権については、前項の規定は、適用しない。

一 差押えに係る国税（特定参加差押不動産を換価する場合にあつては、換価同意行政機関等の滞納処分による差押えに係る地方税又は公課を含む。）がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に次いで徴収するものであるとき。

二 その質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の弁済期限がその財産の売却決定期日から六月以内に到来しないとき。

三 その質権、抵当権又は先取特権を有する者から申出があつたとき。

（換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託）

第百二十五条 税務署長は、第二百二十一一条（権利移転の登記の嘱託）の規定により権利の移転の登記を嘱託する場合において、換価に伴い消滅する権利に係る登記があるときは、あわせてそのまま消を關係機関に嘱託しなければならない。

第百二十六条 民法第五百六十八条（競売における担保責任等）の規定は、差押財産等の換価の場合について準用する。

（法定地上権等の設定）

第百二十七条 土地及びその上にある建物又は立木（以下この条において「建物等」という。）が滞納者の所有に属する場合において、その土地又は建物等の差押があり、その換価によりこれらの所有者を異にするに至つたときは、その建物等につき、地上権が設定されたものとみなす。

2 前項の規定は、地上権及びその目的となる土地の上にある建物等が滞納者に属する場合について準用する。この場合において、同項中「地上権が設定された」とあるのは、「地上権の存続期間内において土地の賃貸借をした」と読み替えるものとする。

3 前二項の場合において、その権利の存続期間及び地代は、当事者の請求により裁判所が定める。

第四節 換価代金等の配当

（配当すべき金銭）

第百二十八条 税務署長は、次に掲げる金銭をこの節の定めるところにより配当しなければならない。

一 差押財産又は特定参加差押不動産（次条第一項第三号及び第二百三十六条（滞納処分費の範囲）において「差押財産等」という。）の売却代金

二 有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭

三 差し押さえられた金銭

四 交付要求により交付を受けた金銭

2 第八十九条第三項（換価する財産の範囲等）の規定により差押財産等（同条第一項に規定する差押財産等をいう。以下この項において同じ。）が一括して公売に付され、又は随意契約により売却された場合において、各差押財産等ごとに前項第一号に掲げる売却代金の額を定める必要があるときは、その額は、売却代金の額を各差押財産等の見積価額に応じて按分して得た額とする。各差押財産等ごとの滞納処分費の負担についても、同様とする。

（配当の原則）

第一百二十九条 前条第一項第一号又は第二号に掲げる金銭（以下「換価代金等」という。）は、次に掲げる国税その他の債権に配当する。

一 差押えに係る国税（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、特定参加差押えに係る国税）

二 交付要求を受けた国税、地方税及び公課（特定参加差押不動産の売却代金を配当する場合にあつては、差押えに係る国税、地方税及び公課を含む。）

三 差押財産等に係る質権、抵当権、先取特権、留置権又は担保のための仮登記により担保される債権

四 第五十九条第一項後段、第三項又は第四項（引渡命令を受けた第三者等の権利の保護）（これららの規定を第七十一条第四項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける損害賠償請求権又は借貸に係る債権

2 前条第一項第三号又は第四号に掲げる金銭は、それぞれ差押え又は交付要求に係る国税に充てる。

3 前二項の規定により配当した金銭に残余があるときは、その残余の金銭は、滞納者に交付する。

4 換価財産上に担保のための仮登記がある場合における当該仮登記により担保される債権に対する配当については、仮登記担保契約に関する法律第十三条（優先弁済請求権）（同法第二十条（土地等の所有権以外の権利を目的とする契約への準用）において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

5 換価代金等が第一項各号に掲げる国税その他の債権の総額に不足するときは、税務署長は、第二章（国税と他の債権との調整）、第五十九条第一項後段、第三項及び第四項（これらの規定を第七十一条第四項において準用する場合を含む。）、前項並びに民法その他の法律の規定により配当すべき順位及び金額を定めて配当しなければならない。

6 第一項又は第二項の規定により国税に配当された金銭を国税（附帯税を除く。以下この項において同じ。）及びその延滞税又は利子税に充てるべきときは、その金銭は、まずその国税に充てなければならない。

（債権額の確認方法）

第一百三十条 前条第一項第二号に掲げる国税、地方税又は公課を徴収する者及び同項第三号又は第四号に掲げる債権を有する者は、売却決定日の前日までに債権現在額申立書を税務署長に提出しなければならない。

2 税務署長は、前項の債権現在額申立書を調査して前条第一項各号に掲げる国税その他の債権を確認するものとする。この場合において、次に掲げる債権を有する者が債権現在額申立書を提出しないときは、税務署長の調査によりその額を確認するものとする。

一 登記がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権又は担保のための仮登記により担保される債権

二 登記することができない質権若しくは先取特権又は留置権により担保される債権で知り得るもの

三 前条第一項第四号に掲げる債権で知っているもの

4 前条第一項第三号に掲げる債権のうち前項第一号及び第二号に掲げる債権以外の債権を有する者が売却決定の時までに債権現在額申立書を提出しないときは、その者は、配当を受けることができない。

（配当計算書）

第一百三十二条 税務署長は、第二百二十九条（配当の原則）の規定により配当しようとするときは、政令で定めるところにより、配当を受ける債権、前条第二項の規定により税務署長が確認した金額その他の必要な事項を記載した配当計算書を作成し、換価財産の買受代金の納付の日から三日以内に、次に掲げる者に対する交付のため、その謄本を発送しなければならない。

一 債権現在額申立書を提出した者

二 前条第二項後段の規定により金額を確認した債権を有する者

三 滞納者

(換価代金等の交付期日)

第一百三十二条 税務署長は、前条の規定により配当計算書の謄本を交付するときは、その謄本に換価代金等の交付期日を附記して告知しなければならない。

2 前項の換価代金等の交付期日は、配当計算書の謄本を交付のため発送した日から起算して七日を経過した日としなければならない。ただし、第一百二十九条第一項第三号又は第四号(配当を受けた日としなければならない)に掲げる債権を有する者で前条第一号又は第二号に掲げる者に該当するものがいる場合は、その期間は、短縮することができる。

第一百三十三条 税務署長は、換価代金等の交付期日に配当計算書に従つて換価代金等を交付するものとする。

2 換価代金等の交付期日までに配当計算書に関する異議の申出があつた場合における前項の換価代金等の交付は、次に定めるところによる。

1 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額に対するものであるときは、その行政機関等からの通知に従い、配当計算書を更正し、又は直ちに交付するものとする。

2 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させないものである場合において、その異議に關係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたときは、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付する。

3 その異議が配当計算書に記載された国税、地方税又は公課の配当金額を変更させるものとする。債権の配当金額に関するものである場合において、その異議に關係を有する者及び滞納者がその異議を正当と認めたときは、又はその他の方法で合意したときは、配当計算書を更正して交付するものとし、その合意がなかつたときは、その異議を参考して配当計算書を更正して交付し、又は異議につき相当の理由がないと認めるときは、直ちに国税、地方税又は公課の金額を交付するものとする。

前項の規定により換価代金等を交付することができない場合、換価代金等を配当すべき債権が停止条件付である場合又は換価代金等を配当すべき債権が仮登記(民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十三条第二項(不動産の登記請求権を保全するための处分禁止の仮処分の執行)(同法第五十四条(不動産に関する権利以外の権利についての登記又は登録請求権を保全するための処分禁止の仮処分の執行))において準用する場合を含む。)の規定による仮処分による仮登記を含む。)がされた質権、抵当権若しくは先取特権により担保される債権である場合における換価代金等の交付については、政令で定めるところによる。

(換価代金等の供託)

第一百三十四条 換価代金等を配当すべき債権の弁済期が到来していないときは、その債権者に交付すべき金額は、供託しなければならない。

2 税務署長は、前項の規定により供託したときは、その旨を同項の債権者に通知しなければならない。

(売却決定の取消に伴う措置)

第一百三十五条 税務署長は、売却決定を取り消したときは、次に掲げる手続をしなければならない。

1 ただし、第一百十二条第一項(動産等の売却決定の取消)の規定により、その取消をもつて買受人に対抗することができないときは、この限りでない。

2 徴収職員が受領した換価代金等の買受人への返還

3 第百二十五条(換価に伴い消滅する権利の登記のまつ消の嘱託)その他の法令の規定による

嘱託で換価に係るものによりまつ消された質権、抵当権その他の権利の登記の回復の登記の

嘱託

2 前項第三号の規定により嘱託した回復の登記に係る質権者、抵当権者は先取特権者に対し換価代金等から配当した金額がある場合において、これらの者がその金額を返還しないときは、税

務署長は、その金額を限度として、これらの者に代位することができる。この場合において、配当した金額がその質権、抵当権又は先取特権により担保される債権の一部であるときは、税務署長は、その代位した債権者の承諾を要しないで、その代位に係る権利を行使し、かつ、その債権者に優先して弁済を受けることができる。

第五節 滞納処分費

(滞納処分費の範囲)

第一百三十六条 滞納処分費は、国税の滞納処分による財産の差押え、交付要求、差押財産等の保管、運搬、換価及び第九十三条(修理等の処分)の規定による処分、差し押された有価証券、債権及び無体財産権等の取立て並びに配当に關する費用(通知書その他の書類の送達に要する費用を除く。)とする。

(滞納処分費の配当等の順位)

第一百三十七条 滞納処分費については、その徵収の基因となつた国税に先だつて配当し、又は充当する。

(滞納処分費の納入の告知)

第一百三十八条 国税が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、税務署長は、政令で定めるところにより、滞納者に對し、納入の告知をしなければならない。

第六節 雜則

第一款 滞納処分の効力

(相続等があつた場合の滞納処分の効力)

第一百三十九条 滞納者の財産について滞納処分を執行した後、滞納者が死亡し、又は滞納者である法人が合併により消滅したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

2 滞納者の死亡後その国税につき滞納者の名義の財産に対してした差押えは、当該国税につきその財産を有する相続人に對してされたものとみなす。ただし、徵収職員がその死亡を知つていたときは、この限りでない。

3 信託の受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者が就任するに至るまでの間に信託財産に屬する財産について滞納処分を執行した後、新たな受託者が就任したときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

4 信託の受託者である法人の信託財産に屬する財産について滞納処分を執行した後、当該受託者である法人としての権利義務を承継する分割が行わたったときは、その財産につき滞納処分を続行することができる。

(仮差押等がされた財産に対する滞納処分の効力)

第一百四十条 滞納処分は、仮差押又は仮処分によりその執行を妨げられない。

第二款 財産の調査

(徵収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)

第一百四十二条 徵収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要

と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、その者の財産に関する帳簿書類(その作成又は保存に代え電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものを行う。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)第百四十六条の二(事業者等への協力要請)及び第百八十八条第三号(罰則)において同じ。)その他の物件を検査し、又は該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 滞納者

二 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある

第三者

- きは、その期間内の税務署長が指定する月。以下この項において同じ。)に分割して納付させるものとする。この場合においては、滞納者の財産の状況その他の事情からみて、その猶予をする期間内の各月に納付させる金額が、それぞれの月において合理的かつ妥当なものとなるようにして、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。
- 3 国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十七条第一項、第四十七条第二項(納税の猶予の取消し)並びに第四十九条第一項(第五号に知等)、第四十八条第三項及び第四項(果実等による徴収)並びに第四十九条第一項(第五号に係る部分を除く)及び第三項(納税の猶予の取消し)の規定は、第一百五十二条第一項の規定による換価の猶予をする場合においては、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。
- 4 国税通則法第四十六条第五項から第七項まで及び第九項、第四十六条の二第四項及び第六項から第十項まで(納税の猶予の申請手続等)、第四十七条、第四十八条第三項及び第四項並びに第四十九条第一項及び第三項の規定は、前条第一項の規定による換価の猶予について準用する。この場合において、同法第四十六条第九項中「第四項(前項において準用する場合を含む。)」とあるのは、「国税徴収法第一百五十二条第一項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」と、同法第四十六条の二第四項中「分割納付の方法により納付を行うかどうか(分割納付の方法により納付を行う場合には、分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を含む。)」とあるのは、「その猶予に係る金額を分割して納付する場合の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額」と、同条第六項中「第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第一百五十二条第一項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」と、同法第四十六条の二第四項中「第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第一百五十二条第一項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」において読み替えて準用する第四項と、同条第七項中「第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第一百五十二条第一項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」と、同条第十項中「第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第一百五十二条第一項(換価の猶予に係る分割納付、通知等)」と、同法第一百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項と、「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「同法第一百五十二条第一項又は同法第一百五十二条第四項において準用する前条第七項」と、同項第二号中「次項」とあるのは、「国税徴収法第一百四十二条(徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権)」と、「同項」とあるのは、「同条」と、同法第四十七条第二項中「前条第一項から第四項まで」とあるのは、「国税徴収法第一百五十二条第二項(換価の猶予の要件等)」又は同法第一百五十二条第四項において読み替えて準用する第四項と、「前条第一項から第三項まで又は第七項」とあるのは、「同法第一百五十二条第一項の二第一項又は同法第一百五十二条第四項において読み替えて準用する前条第四項」と、それぞれ読み替えるものとする。
- 5 第二節 滞納処分の停止
- (滞納処分の停止の要件)
- 6 第百五十三条 税務署長は、滞納者につき次の各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。
- 1 滞納処分の執行及び租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収(以下この項において「滞納処分の執行等」という。)をすることができる財産がないとき。
- 2 滞納処分の執行等をすることによってその生活を著しく窮屈させるおそれがあるとき。
- 3 その所在及び滞納処分の執行等をすることができる財産がともに不明であるとき。
- 4 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。
- 5 税務署長は、第一項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る国税について差し押された財産があるときは、その差押えを解除しなければならない。

- 6 第百五十四条 税務署長は、前条第一項各号の規定により滞納処分の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。
- 7 第百五十五条から第百五十七条まで 削除
- (保全担保)
- 8 第百五十八条 納税者が消費税等(消費税を除く。)を滞納した場合において、その後その者に課すべきその国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、その国税の担保として、金額及び期限を指定して、その者に国税通則法第五十条各号(担保の種類)に掲げるものの提供を命ずることができる。
- 9 第百五十九条 税務署長は、第一項の規定により当該国税(酒税を除く。)の担保の提供を命じた場合において、納税者がその指定された期限までにその命ぜられた担保を提供しないときは、当該国税に関するものの財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限度として抵当権を設定することを書面で納税者に通知することができる。
- 10 第百六十条 税務署長は、前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、税務署長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。
- 11 第百六十一条 税務署長は、第一項の規定による担保の提供又は第四項の規定による抵当権の設定(以下「担保の提供等」という。)があつた場合において、第一項の命令に係る国税の滞納がない期間が継続して三年に達したときは、その担保を解除しなければならない。
- 12 第百六十二条 税務署長は、担保の提供等があつた納税者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかるわらず、直ちにその解除をすることができる。
- 13 第百六十三条 税務署長は、前項の規定により滞納処分の執行を停止したときには、前項の規定による差押え(記録令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)の規定による差押え)の規定による押收、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る国税の納付すべき額の確定(申告、更正又は決定による確定をいい、国税通則法第二条第二号(定義)に規定する源泉徴収等による国

税についての納税の告知を含む。以下この条において同じ。) 後においては当該国税の徴収を確保することができないと認められるときは、税務署長は、当該国税の納付すべき額の確定前に、その確定をする見込まれる国税の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分を執行することを要すると認める金額(以下この条において「保全差押金額」という。)を決定することができる。この場合においては、徴収職員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる。

2 税務署長は、前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、その所属する国税局長の承認を受けなければならない。

3 税務署長は、第一項の規定により保全差押金額を決定するときは、当該保全差押金額を同項に規定する納税義務があると認められる者に書面で通知しなければならない。

4 前項の通知をした場合において、その納税義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として国税通則法第五十条各号(担保の種類)に掲げるものを提供してそ

5 の差押えをしないことを求めたときは、徴収職員は、その差押えをすることができない。

6 徴収職員は、第一号又は第二号に該当するときは第一項の規定による差押えを、第三号に該当するときは同号に規定する担保をそれ解除しなければならない。

7 一 第一項の規定による差押えを受けた者が前項に規定する担保を提供して、その差押えの解除を請求したとき。

8 二 第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押えに係る国税につき納付すべき額の確定がないとき。

9 三 第三項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る国税につき納付すべき額の確定がないとき。

10 四 徴収職員は、第一項の規定による差押えを受けた者又は第四項若しくは前項第一号の担保を提供した者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押え又は担保の徴取の必要がなくなつたと認められたときは、その差押え又は担保を解除することができる。

11 五 第一項の規定により差し押さえた財産は、その差押えに係る国税につき納付すべき額の確定があつた後でなければ、換価することができない。

6 第一項の場合において、差し押さるべき財産に不足があると認められるときは、税務署長は、差押えに代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

7 第一項の規定により差し押さえた金銭(有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。)がある場合において、その差押えに係る国税につき納付すべき額の確定がされていないときは、これを供託しなければならない。

8 第一項に規定する国税の納付すべき額として確定をした金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押えにより損害を受けたときは、国は、その損害を賠償する責めに任ずる。この場合において、その額は、その差押えにより通常生ずべき損失の額とする。

第一百六十条 削除

第七章 削除

第一百六十二条から第一百六十五条まで 削除

第八章 不服審査及び訴訟の特例

第一百六十六条から第一百七十条まで 削除

(滞納処分に関する不服申立て等の期限の特例)

第一百七十二条 滞納処分について次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること(第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。)を理由としてする不服申立て(国税局長は、前項の規定による不服申立てについての棄却の決定又は裁決には、処分が違法であること及び

税通則法第十一条(災害等による期限の延長)又は第七十七条(不服申立期間)の規定により不服申立てをできる期間を経過したもの及び同法第七十五条第三項又は第四項(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求を除く。)は、これらの規定にかかるらず、当該各号に定める期限までなければ、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日)から三月を経過した日

二 不動産等についての差押え その公売期日等

三 不動産等についての第九十五条(公売公告)の公告(第百九条第四項(随意契約による売却)において準用する第九十六条(公売の通知)の通知を含む。)から売却決定までの処分換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

2 前項の規定は、国税通則法第一百五十五条第一項第三号(訴えの提起の特例)の規定による訴えの提起について準用する。この場合において、前項中「国税通則法第十一条(災害等による期限の延長)又は第七十七条(不服申立期間)の規定により不服申立てをすることができる期間を経過したもの及び同法第七十五条第三項又は第四項(国税に関する処分についての不服申立て)の規定による審査請求」とあるのは、「行政事件訴訟法(昭和三十七年法律第百三十九号)第十四条第一項又は第二項(出訴期間)の規定により訴えを提起することができる期間を経過したもの」と読み替えるものとする。

3 第一項第三号及び第四号に掲げる処分について、同項に規定する不服申立てをする場合において、その再調査の請求書(国税通則法第八十一条第二項(再調査の請求書の記載事項等)に規定する再調査の請求書をいう。)又は審査請求書(同法第八十七条第二項(審査請求書の記載事項等)に規定する審査請求書をいう。)については、同法第七十七条第四項の規定は、適用しない。(差押動産等の搬出の制限)

第一百七十二条 第五十八条第二項(滞納者の動産等を占有する第三者に対する引渡命令)に規定する引渡命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき不服申立てをしたときは、その不服申立ての係属する間は、当該財産の搬出をすることができない。

(不動産の売却決定等の取消の制限)

第一百七十三条 第百七十二条第一項第三号(公売等に関する不服申立ての期限の特例)に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分に関する不服申立てがあつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合には該当するときは、税務署長、国税局長若しくは税關長又は国税不服審判所長は、その不服申立てを棄却することができる。

一 その不服申立てに係る処分に続いて行われるべき処分(以下この号において「後行処分」という。)が既に行われている場合において、その不服申立てに係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼさせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他その他の不服申立てに係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その不服申立てをした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

3 前項の規定による不服申立てについての棄却の決定又は裁決には、処分が違法であること及び

不服申立てを棄却する理由を明示しなければならない。

第一項の規定は、国に対する損害賠償の請求を妨げない。

第一百七十四条から第一百八十二条まで 削除

(税務署長又は国税局長による滞納処分の執行)

第一百八十二条 税務署長又は国税局長は、この法律の定めるところにより、その税務署又は国税局

- 2 税務署長又は国税局長は、差し押さるべき財産又は差押財産がその管轄区域外にあるとき（国税局長については、その管轄区域内の地域を所轄する税務署長の管轄区域内にあるときを含む。）は、当該税務署長又は国税局長は、その財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。
- 3 税務署長は、差押財産又は参加差押不動産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。
- 4 前二項の規定により滞納処分の引継ぎがあつたときは、引継ぎを受けた税務署長又は国税局長は、遅滞なく、その旨を納税者に通知するものとする。
- （税関長による滞納処分の執行）
- 第一百八十三条** 税関長は、この法律の定めるところにより、その税関所属の徴収職員に滞納処分を執行させることができ。税関長は、差し押さるべき財産がその管轄区域外にあるときは、その財産の所在地を所轄する税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。
- 2 税関長は、差し押さるべき財産又は差押財産がその管轄区域外にあるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。
- 3 税関長は、差し押さるべき財産又は差押財産が滞納処分を著しく困難とする地域にあるときは、これらの財産の所在地を所轄する税務署長又は国税局長に滞納処分の引継ぎをすることができる。
- 4 税関長は、差押財産又は参加差押不動産を換価に付するため必要があると認めるときは、他の税関長に滞納処分の引継ぎをすることができる。
- 5 前条第四項の規定は、前三項の規定により滞納処分の引継ぎがあつた場合は、第三項（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（税務署長が徴収する場合の読替規定）
- 第一百八十四条** 国税通則法第四十三条第三項若しくは第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により国税局長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十二条第二項若しくは第三項（滞納処分の引継ぎ）若しくは前条第三項の規定により国税局長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律（第百五十九条第二項（保全差押の承認）、第百七十三条（不動産の売却決定の取消しの制限）及び前二条を除く。次条において同じ。）の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「国税局長」又は「国税局」とする。
- （税関長が徴収する場合の読替規定）
- 第一百八十五条** 国税通則法第四十三条第一項ただし書（税関長による徴収）の規定により税関長が徴収する場合、同条第四項若しくは同法第四十四条第一項（徴収の引継ぎ）の規定により税関長が徴収の引継ぎを受けた場合又は第百八十三条第一項若しくは第四項（滞納処分の引継ぎ）の規定により税関長が滞納処分の引継ぎを受けた場合におけるこの法律の規定の適用については、「税務署長」又は「税務署」とあるのは、「税関長」又は「税関」とする。
- （政令への委任）
- 第一百八十六条** この法律に定めるもののほか、差押調書、交付要求書その他この法律の規定により作成する書類に記載すべき事項、この法律の規定により利害関係人その他の者に通知すべき事項及びこの法律の実施のための手続その他その執行に關し必要な事項は、政令で定める。
- （罰則）

- 第一百八十七条** 納税者が滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは国の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費若しくは租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れさせる目的で前項の行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 紳税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行又は租税条約等の相手国等に対する共助対象国税の徴収の共助の要請による徴収を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- （罰則に係る経過措置）
- 第二十条** この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定により從前の例によるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。
- 附 則（昭和三六年三月三一日法律第三五号）抄
- 1 この法律は、昭和三十六年四月一日から施行する。
- 2 （施行期日）
- 第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- （罰則に係る経過措置）
- 第十八条** この法律の施行前にした國税に係る違反行為及びこの附則の規定により從前の例によることとされる國税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(附則) (昭和三七年九月八日法律第一五二号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和三十七年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 附則 (昭和三九年七月六日法律第一五二号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

第一条 附則 (昭和四〇年三月三一日法律第三六号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十年三月三一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四〇年四月一日法律第一五六号) 抄

(罰則に関する経過規定) この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四〇年一二月二九日法律第一五六号) 抄

第十六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる国税に係る同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一条 附則 (昭和四〇年一二月二九日法律第一五六号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十一年二月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四一年三月三一日法律第三九号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四一年七月一日法律第一一一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則 (昭和四一年五月三〇日法律第一四号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四一年五月三一日法律第二三号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四一年六月一二日法律第三六号) 抄

(施行期日) この法律は、登録免許税法の施行の日から施行する。

第一条 附則 (昭和四五五年三月二八日法律第八九号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十五年五月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四六年五月三一日法律第八九号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十六年五月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和四六年六月三日法律第九九号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和五〇年一二月一七日法律第九四号) 抄

(施行期日等) この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第一条 附則 (昭和五〇年一二月一七日法律第九四号) 抄

(施行期日等) この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債権については適用せず、この法律の施行前に生じた債権及びこの法律の施行前に発生した事故によりこの法律の施行後に生じた損害に基づく債権については、なお従前の例による。

第一条 附則 (昭和五〇年一二月一七日法律第九五号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和五〇年一二月一七日法律第九五号) 抄

(施行期日等) この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和五〇年一二月一七日法律第九五号) 抄

(施行期日等) この法律は、この法律の施行前に発生した事故により生じた損害に基づく債権については適用せず、この法律の施行前に生じた債権及びこの法律の施行前に発生した事故によりこの法律の施行後に生じた損害に基づく債権については、なお従前の例による。

第一条 附則 (昭和五〇年一二月一七日法律第九五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

第一条 附則 (昭和五三年四月一八日法律第二五号) 抄

(施行期日等) この法律は、公布の日から施行し、昭和五十三年六月一日以後に原油の採取場から移出される原油及び保税地域から引き取られる原油等に対する石油税について適用する。

第一条 附則 (昭和五三年五月一六日法律第四七号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和五三年六月二〇日法律第七八号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

(国税徵収法の一部改正に伴う経過措置) 第十五条 前条の規定による改正後の国税徵収法（以下この条において「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日（以下この項において「取得日」という。）が到来する当該契約に基づく仮登記及び仮登録について適用し、この法律の施行前に取得日が到来している当該契約に基づく仮登記及び仮登録については、なお従前の例による。

第二条 新法第二百三十三条第三項（仮登記がされた質権、抵当権又は先取特権により担保される債権に関する部分に限る。）の規定は、この法律の施行後に新法第二百三十条第一項に規定する債権現在額申立書の提出期限が到来する場合における新法第二百二十九条第一項に規定する換価代金等の交付について適用し、この法律の施行前に当該期限が到来する場合における当該換価代金等の交付については、なお従前の例による。

第一条 附則 (昭和五四年三月三〇日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

第一条 附則 (昭和五六年六月九日法律第七五号) 抄

(経過措置) 第二条 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

第三条 前項の事件に係る執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受けける費用の額については、同項の規定にかかるわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

第一条 附則 (昭和五六年六月九日法律第七五号) 抄

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。

第一条 附則 (昭和五七年七月二三日法律第六九号) 抄

(施行期日等) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 附則 (昭和五九年三月三一日法律第四号) 抄

第二条 第十条の規定による改正後の国税徵収法（以下この項において「新法」という。）の規定は、この法律の施行の日以後に新法第二百三十三条の規定により行う公告に係る公売について適用する。

第一条 附則 (昭和五八年一二月三日法律第八二号) 抄

(施行期日) この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

第一条 附則 (昭和五九年三月三一日法律第四号) 抄

第二条 1 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

2 次項に定めるものを除き、改正後の法人税法（以下次項までにおいて「新法」という。）の規定は、定、附則第四項（国税通則法の一部改正）の規定による改正後の国税通則法（昭和三十七年法律

第六十六号) 第二条第八号(定義)の規定並びに附則第五項(国税徴収法の一部改正)の規定による改正後の国税徴収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二条第十号(定義)及び第三十五条第一項(同族会社の第二次納税義務)の規定は、法人(新法第二条第八号(定義))に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)のこの法律の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に終了する事業年度の所得に対する法人税、施行日以後に終了する事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、法人の施行日前に終了した事業年度の所得に対する法人税、施行日前に終了した事業年度の退職年金等積立金に対する法人税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年三月三一日法律第五号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、施行日以後に同法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)に規定する納付の期限が到来する第二次納税義務について適用し、施行日前に当該期限が到来した第二次納税義務については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五九年八月一〇日法律第七二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一〇八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成元年一月一日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行し、平成元年四月一日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び同日以後に国内において事業者が行う課税仕入れ並びに同日以後に保税地域から引き取られる外貨物に係る消費税について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、この法律のうち次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第二十条、第二十一条、第二十二条第三項、第二十三条规定及び第四項、第二十四条

第三項、第二十五条第二項から第四項まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十一条から

第四十五条まで、第四十六条(関税法第二十四条第三項第二号の改正規定に限る。)、附則第四

十八条から第五十一条まで、第五十二条(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第四

四条を削る改正規定を除く。)並びに附則第五十三条から第六十七条までの規定 平成元年

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第五十六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった砂糖消費税、物品税又はトランプ類税については、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年一二月三〇日法律第一〇九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 次に掲げる規定 昭和六十四年四月一日

又 附則第八十二条及び第八十三条の規定、附則第八十四条の規定(災害被災者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第七条第一項及び第二項の改正規定に限る。)並びに附則第八十六条から第九条まで及び第一百一条から第一百十五条までの規定

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第一百六条 前条の規定による改正後の国税徴収法の規定は、同条の規定の施行後に課されるべき、又は納付し若しくは徴収されるべき国税について適用し、同条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであつたたばこ消費税については、なお従前の例による。

附 則 (平成元年一二月二二日法律第九一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三年五月二日法律第六九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成四年一月一日から施行する。

附 則 (平成三年五月一五日法律第七三号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成三年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年一〇月四日法律第九〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成九年五月九日法律第四八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成九年六月一八日法律第八九号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一条 前条の規定の施行前に課されるべき、又は納付すべきであった旧法第三十一条ノ一の規定による発行税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

附 則 (平成一一年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年四月一九日法律第四〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一二年一二月六日法律第一四〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附則 (平成一三年三月三〇日法律第六号) 抄

第一条 この法律は、平成十三年三月三十一日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、同年四月一日から施行する。

一及び二 略

三 第四条から第十条までの規定並びに附則第十九条、第二十条、第二十六条、第二十七条及び

第二十八条(会社更生法(昭和二十七年法律第七百七十二号)第二百六十九条第三項に係る部分を除く。)の規定

(罰則に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一三年六月一五日法律第四九号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成一三年六月一五日法律第五〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十八条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一三年六月二九日法律第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第三十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四十条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一三年六月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(國稅徵收法の一部改正に伴う経過措置)

第一百三条 移行農林共済年金のうち退職年金並びに移行農林年金のうち退職年金、減額退職年

金及び通算退職年金に係る債権は、國稅徵收法第七十六条第一項に規定する給料等とみなして、同条の規定を適用する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(國稅徵收法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成十三年一月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十九条 附則第四条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 附則 (平成一三年三月三〇日法律第六号) 抄

附則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年六月一二日法律第六五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年七月三日法律第七九号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年八月二日法律第一〇二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年一月一三日法律第一五一号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年十一月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年三月三一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年三月三一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年三月三一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年三月三一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年三月三一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第二十九条 この法律(附則第一条各号に定めるものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年三月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成十五年三月三一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一百四十六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第一百四十七条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二日法律第三五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七四号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第六号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二十五年七月一日)

イ 略

附 則 (第六条の規定)

(罰則の適用に関する経過措置)
第七十九条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第八十条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二四年九月一二日法律第八五号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二六日法律第六一号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年三月三一日法律第一〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年六月二六日法律第六九号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月一日)

イ からハまで 略

ニ 第八条中国税徵收法第二条第十号の改正規定、同法第百五十五条の見出しを削り、同条の

前を見出しを付する改正規定、同条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法

三百五十二条の改正規定並びに附則第四十条第三項及び第四項の規定

四及び五
略

六 次に掲げる規定 平成二十八年四月一日
イ からニまで 略

ホ 第八条中国税徵收法第三十六条第三号の改正規定

(国税徵收法の一部改正に伴う経過措置)

第四十条 第八条の規定による改正後の国税徵收法(以下この条において「新国税徵收法」という。)第八十九条第三項及び第一百二十八条第二項の規定は、施行日以後に国税徵收法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同法第百九条第二項において準用する新国税徵收法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用する。

2 新国税徵收法第九十八条の規定は、施行日以後に同条第一項(国税徵收法第一百九条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う見積価額の決定について適用する。

3 新国税徵收法第一百五十二条並びに第一百五十二条第一項(新国税徵收法第一百五十二条第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)及び第三項の規定は、平成二十七年四月一日以後にされた新国税徵收法第一百五十二条第一項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた第八条の規定による改正前の国税徵收法第一百五十二条第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

4 新国税徵收法第一百五十二条の二並びに第一百五十二条第一項(新国税徵收法第一百五十二条の二第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。)及び第四項の規定は、平成二十七年四月一日以後にされた新国税徵收法第一百五十二条の二第一項に規定する納期限が到来する国税について適用する。

附 則 (罰則の適用に関する経過措置)

第一百六十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第一百六十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六九号) 抄

(施行期日) この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

附 則 (経過措置の原則)

第五条 行政府の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政府の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定(前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)により異議申立てが提起された处分その他の行為であつて、この法律の規定により改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政府の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

従前の例による。

この法律は、会社法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十六年六月二七日法律第九一号) 抄

(施行期日) 平成二七年三月三一日法律第九号) 抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三次に掲げる規定 平成二十七年十月一日

イ 略

四 (施行期日) この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

五 (施行期日) 平成二十七年十月一日

六 (施行期日) 平成二十八年三月三一日法律第一五号) 抄

第一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二百三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二八年三月三一日法律第一五号) 抄

(施行期日) この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

一及び二 略

三 (施行期日) 平成二十九年一月一日

イ から二まで 略

四 (施行期日) 平成二九年三月三一日法律第一五号) 抄

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

六 (施行期日) 第百三十二条の規定及び附則第五十五条の規定

(国税徴収法の一部改正に伴う経過措置)

第五十五条 第七条の規定による改正後の国税徴収法(次項において「新国税徴収法」という。)を除く。)について適用し、同日前に滞納となつていてる国税(特定国税を含む。)については、なお従前の例による。

分割について適用する。

2 新国税徴収法第三十八条の規定は、平成二十九年一月以後に滞納となつた国税(同日前に同一事業を譲渡した場合における当該事業に係るもの(以下この項において「特定国税」という。)を除く。)について適用し、同日前に滞納となつていてる国税(特定国税を含む。)については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十八条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第一百六十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

(施行期日) 平成二九年三月三一日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、平成二九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 (施行期日) 平成三十一年一月一日

五 (施行期日) 平成三十一年四月一日

六 (施行期日) 平成三十一年十月一日

七 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

八 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

九 (施行期日) 平成三十一年一月一日

十 (施行期日) 平成三十一年二月一日

十一 (施行期日) 平成三十一年三月一日

十二 (施行期日) 平成三十一年四月一日

十三 (施行期日) 平成三十一年五月一日

十四 (施行期日) 平成三十一年六月一日

十五 (施行期日) 平成三十一年七月一日

十六 (施行期日) 平成三十一年八月一日

十七 (施行期日) 平成三十一年九月一日

十八 (施行期日) 平成三十一年十月一日

十九 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

二十 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

二十一 (施行期日) 平成三十一年一月一日

二十二 (施行期日) 平成三十一年二月一日

二十三 (施行期日) 平成三十一年三月一日

二十四 (施行期日) 平成三十一年四月一日

二十五 (施行期日) 平成三十一年五月一日

二十六 (施行期日) 平成三十一年六月一日

二十七 (施行期日) 平成三十一年七月一日

二十八 (施行期日) 平成三十一年八月一日

二十九 (施行期日) 平成三十一年九月一日

三十 (施行期日) 平成三十一年十月一日

第百六十九条 第二条第七号の改正規定及び同法第三十三条(見出しを含む。)の改正規定並びに附則第四十一条第一項の規定

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 (施行期日) 平成三十一年一月一日

五 (施行期日) 平成三十一年二月一日

六 (施行期日) 平成三十一年三月一日

七 (施行期日) 平成三十一年四月一日

八 (施行期日) 平成三十一年五月一日

九 (施行期日) 平成三十一年六月一日

十 (施行期日) 平成三十一年七月一日

十一 (施行期日) 平成三十一年八月一日

十二 (施行期日) 平成三十一年九月一日

十三 (施行期日) 平成三十一年十月一日

十四 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

十五 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

十六 (施行期日) 平成三十一年一月一日

十七 (施行期日) 平成三十一年二月一日

十八 (施行期日) 平成三十一年三月一日

十九 (施行期日) 平成三十一年四月一日

二十 (施行期日) 平成三十一年五月一日

二十一 (施行期日) 平成三十一年六月一日

二十二 (施行期日) 平成三十一年七月一日

二十三 (施行期日) 平成三十一年八月一日

二十四 (施行期日) 平成三十一年九月一日

二十五 (施行期日) 平成三十一年十月一日

二十六 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

二十七 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

二十八 (施行期日) 平成三十一年一月一日

二十九 (施行期日) 平成三十一年二月一日

三十 (施行期日) 平成三十一年三月一日

三十一 (施行期日) 平成三十一年四月一日

三十二 (施行期日) 平成三十一年五月一日

三十三 (施行期日) 平成三十一年六月一日

三十四 (施行期日) 平成三十一年七月一日

三十五 (施行期日) 平成三十一年八月一日

三十六 (施行期日) 平成三十一年九月一日

三十七 (施行期日) 平成三十一年十月一日

第百六十九条 第二条第七号の改正規定を除く。)及び附則第四十二条第二項の規定

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 (施行期日) 平成三十一年五月一日

五 (施行期日) 平成三十一年六月一日

六 (施行期日) 平成三十一年七月一日

七 (施行期日) 平成三十一年八月一日

八 (施行期日) 平成三十一年九月一日

九 (施行期日) 平成三十一年十月一日

十 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

十一 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

十二 (施行期日) 平成三十一年一月一日

十三 (施行期日) 平成三十一年二月一日

十四 (施行期日) 平成三十一年三月一日

十五 (施行期日) 平成三十一年四月一日

十六 (施行期日) 平成三十一年五月一日

十七 (施行期日) 平成三十一年六月一日

十八 (施行期日) 平成三十一年七月一日

十九 (施行期日) 平成三十一年八月一日

二十 (施行期日) 平成三十一年九月一日

二十一 (施行期日) 平成三十一年十月一日

二十二 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

二十三 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

二十四 (施行期日) 平成三十一年一月一日

二十五 (施行期日) 平成三十一年二月一日

二十六 (施行期日) 平成三十一年三月一日

二十七 (施行期日) 平成三十一年四月一日

二十八 (施行期日) 平成三十一年五月一日

二十九 (施行期日) 平成三十一年六月一日

三十 (施行期日) 平成三十一年七月一日

三十一 (施行期日) 平成三十一年八月一日

三十二 (施行期日) 平成三十一年九月一日

三十三 (施行期日) 平成三十一年十月一日

三十四 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

三十五 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

三十六 (施行期日) 平成三十一年一月一日

第百六十九条 第二条第七号の改正規定を除く。)及び附則第四十三条の規定

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 (施行期日) 平成三十一年五月一日

五 (施行期日) 平成三十一年六月一日

六 (施行期日) 平成三十一年七月一日

七 (施行期日) 平成三十一年八月一日

八 (施行期日) 平成三十一年九月一日

九 (施行期日) 平成三十一年十月一日

十 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

十一 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

十二 (施行期日) 平成三十一年一月一日

十三 (施行期日) 平成三十一年二月一日

十四 (施行期日) 平成三十一年三月一日

十五 (施行期日) 平成三十一年四月一日

十六 (施行期日) 平成三十一年五月一日

十七 (施行期日) 平成三十一年六月一日

十八 (施行期日) 平成三十一年七月一日

十九 (施行期日) 平成三十一年八月一日

二十 (施行期日) 平成三十一年九月一日

二十一 (施行期日) 平成三十一年十月一日

二十二 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

二十三 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

二十四 (施行期日) 平成三十一年一月一日

二十五 (施行期日) 平成三十一年二月一日

二十六 (施行期日) 平成三十一年三月一日

二十七 (施行期日) 平成三十一年四月一日

二十八 (施行期日) 平成三十一年五月一日

二十九 (施行期日) 平成三十一年六月一日

三十 (施行期日) 平成三十一年七月一日

三十一 (施行期日) 平成三十一年八月一日

三十二 (施行期日) 平成三十一年九月一日

三十三 (施行期日) 平成三十一年十月一日

三十四 (施行期日) 平成三十一年十一月一日

三十五 (施行期日) 平成三十一年十二月一日

三十六 (施行期日) 平成三十一年一月一日

る所得税等の非課税等に関する法律、第十八条の規定（同号ルに掲げる改正規定に限る。）による改正前の租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律、第二十一条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律、第二十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法

律の臨時特例に関する法律（以下「四年旧震災特例法」という。）及び第三十条の規定による改正前の所得税法等の一部を改正する法律の規定は、なおその効力を有する。

（国税徴収法の一一部改正に伴う経過措置）

第五十三条 第十四条の規定による改正後の国税徴収法（以下この条において「新国税徴収法」という。）第九十九条の二（新国税徴収法第百九条第四項において準用する場合を含む。）、第一百六条の二（同項において準用する場合を含む。）、第一百七条第一項、第一百八条第五項並びに第一百三十三条第一項及び第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に国税徴収法第九十五条の規定により行う公告に係る公売又は同日以後に新国税徴収法第一百九条第二項において準用する国税徴収法第九十八条第一項の規定により行う見積価額の決定に係る随意契約による売却について適用し、同日前に同法第九十五条の規定により行つた公告に係る公売又は同日前に第十四条の規定による改正前の国税徴収法第一百九条第二項において準用する国税徴収法第九十八条规定により行つた見積価額の決定に係る随意契約による売却については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任） 第百七十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

（令和二年五月二九日法律第三三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

（令和三年三月三一日法律第一一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年四月一日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一条） この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和四年一月一日
イからハまで 略

（二）第六条の規定及び附則第十四条の規定

（国税徴収法の一一部改正に伴う経過措置）

第十四条 第六条の規定による改正後の国税徴収法第三十九条の規定は、令和四年一月一日以後に滞納となった国税（同日前に行われた第六条の規定による改正前の国税徴収法第三十九条に規定する無償又は著しく低い額の対価による譲渡、債務の免除その他第三者に利益を与える处分に係るもの（以下この条において「特定国税」という。）を除く。）について適用し、同日前に滞納となつてゐる国税（特定国税を含む。）については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置） 第百三十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

（政令への委任） 第百三十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 （令和三年五月二九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和五年三月三一日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 （令和六年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第七十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第七十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和六年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から三まで 略

四 次に掲げる規定 令和七年一月一日

イ 及びロ 略

ハ 第十二条の規定（同条中国税徵収法第百三十三条の改正規定を除く。）及び附則第二十条の規定

五から十まで 略

十一 第十二条中国税徵収法第百三十三条の改正規定 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）附則第三号に掲げる規定の施行の日

（罰則に関する経過措置）

第七十二条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にしてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七十三条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。